

8-1 no.36-2

GAa1/1

8-1-36-2

昭和三十三年三月

売春対策関係資料

売春対策審議会



女性と仕事の未来館



00963298

は し が き

売春対策審議会は、昭和三十一年三月十四日、内閣総理大臣官邸において第一回審議会を開催し、菅原通済委員及び田辺繁子委員を会長及び副会長に互選して審議を開始して以来、三十一年中に、審議会十回、小委員会延十回、幹事会五回を開催した。

この間、審議会は答申二件、意見具申一件を内閣総理大臣に提出し、審議の結果は、それぞれ売春防止法の公布並びに売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置についての事務次官等会議申合せとして実を結んだことは御同慶の至りである。

この時にあたり、現在までの、当審議会の答申及び意見具申並びに関係法令等を編集して関係者の参考に資するものである。

昭和三十三年三月

目次

一	売春対策関係日誌	七
二	売春対策審議会設置に関する法令	一一
1	総理府設置法(昭二四、五、三一)抄	一三
2	売春対策審議会令(昭三一、三、七)	一四
3	売春対策審議会議事規則(昭三一、三、一四)	一六
三	売春対策審議会答申及び意見具申	一九
1	売春等の防止及び処分について	二一
	― 答申第一号(昭三一、四、九) ―	
2	答申第一号についての菅原会長談話要旨(昭三一、四、九)	三二
3	売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について	三三
	― 答申第二号(昭三一、九、七) ―	
4	売春対策に関する関係各省庁の昭和三十二年度予算要求額について	三四
	― 意見具申第一号(昭三一、一二、一七) ―	
四	売春対策関係法令其他(第一部)	三五
1	売春等に関する決議(昭三〇、七、一九)	三七
2	売春防止法(昭三一、五、二四)	三七

3	売春防止法案に関する付帯決議（昭三一、五、一八）	四四
4	婦人の転落防止及び保護更生対策の強化についで（昭三一、七、一一）	四五
5	売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置についで（昭三一、二、一七）	四八
6	売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置についで（昭三一、二、二七）	五一
五	売春対策関係法令（第二部）	五三
1	日本国憲法抄	五五
2	婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令	五五
3	刑法抄	五六
4	民法抄	五八
5	労働基準法抄	五九
6	女子年少者労働基準規則抄	六一
7	職業安定法抄	六二
8	生活保護法抄	六九
9	児童福祉法抄	七三
10	母子福祉資金の貸付等に関する法律抄	七八
11	保健所法抄	八一
12	社会福祉事業法抄	八二
13	性病予防法抄	八三

14	風俗營業取締法抄	八七
15	警察官職務執行法抄	八九
16	軽犯罪法抄	九〇
17	旅館業法抄	九一
18	道路交通取締法抄	九一
19	道路交通取締令抄	九二
20	都市計画法抄	九二
21	建築基準法抄	九二
22	公衆浴場法抄	九五
23	出入国管理令抄	九五
24	地方財政法抄	九七
25	売春取締条例一覧	九八
26	売春等取締条例（東京都条例）	一〇二
27	街路等における売春勧誘行為等の取締条例（大阪市条例）	一〇三
28	喫茶店營業等の深夜營業の取締に関する条例（東京都条例）	一〇三
29	喫茶店營業等の深夜營業の取締に関する条例施行規則（東京都規則）抄	一〇七
六	売春対策審議会以前の協議会について	一〇九
1	売春問題対策協議会（仮称）について（昭二八、一二、一八）	一一一

2	いわゆる売春問題対策について.....	一一二
	― 答申 (昭三〇、九、二二) ―	
3	売春問題連絡協議会の設置について (昭三〇、一〇、二八)	一二九
4	売いん防止法 (仮称) 要綱案	一三〇
5	売春防止法 (仮称) の施行に伴う行政措置要綱案	一三二
七	其の他	一三九
1	統計資料	一四一
2	売春婦の数について	一四六
3	売春対策等に必要な経費調	一四七
4	各省庁主要資料目録	一四九
5	私娼の取締並びに発生の防止及び保護対策	一五〇

一
壳春對策關係日誌

売春対策関係日誌

年月日	事	項
二八、一二、一八 三〇、九、二 三〇、一〇、六 三〇、一〇、二八 三一、三、二〇	売春問題対策協議会設置（閣議了解） 右対策協議会答申（いわゆる売春問題対策について） 右対策協議会廃止 売春問題連絡協議会設置（閣議決定） 売いん防止法（仮称）要綱案並びに売春防止法（仮称）の施行に伴う行政措置要綱案作成 右連絡協議会廃止	
三一、三、七 三一、四、九 三一、五、二 三一、五、二一 三一、五、二四 三一、九、七	売春対策審議会設置（総理府設置法の一部を改正する法律「昭和三十一年法律第五号」、売春対策審議会令「昭和三十一年政令第十七号」公布施行） 審議会答申第一号（売春等の防止及び処分について） 売春防止法案国会提出 売春防止法案参議院通過成立 売春防止法「昭和三十一年法律第百十八号」公布 審議会答申第二号（売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について）	

三二、一二、一七 三二、一二、一七 三一、一二、二七	事務次官等会議申合せ（売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について） 審議会意見具申第一号（売春対策に関する関係各省庁の昭和三十二年度予算要求額について） 各都道府県知事に対する事務次官等共同通知（売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について）
三二、四、一 三三、四、一	売春防止法中総則及び保護更生関係規定施行 売春防止法中刑事処分関係規定施行

二 売春対策審議会設置に関する法令

1 総 理 府 設 置 法 (抄)

(昭二四、五、三一
法律第百二十七号)

(その他の附属機関)

第十五条 左の表の上欄に掲げる機関は、総理府の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
略	略
売春対策審議会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて売春対策に関する重要事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除くの外、政令で定める。

(注) 当該条文の改正は、総理府設置法の一部を改正する法律(昭和三一、三、七 法律第五号)による。

2 売春対策審議会令

(昭和三一、三、七)
政令第十七号)

内閣は、總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)第十五条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

(所掌事務)

第一条 売春対策審議会(以下「審議会」という。)は、内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて、売春対策に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、内閣總理大臣又は關係各大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

3 審議会に、幹事二十人以内を置く。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員、専門委員及び幹事)

第四条 委員⁽¹⁾及び専門委員⁽²⁾は、關係行政機關の職員、最高裁判所の職員及び売春対策に関し識見がある者のうちから、内閣總理大臣が任命する。

2 売春対策に関し識見がある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

5 幹事は、⁽³⁾関係行政機関の職員及び最高裁判所の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

7 委員、専門委員及び幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第五条 審議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(雑則)

第六条 この政令に定めるものを除くほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

注(1) 委員の構成は、識見がある者として、衆議院議員六(自民四、社二)、参議院議員四(自民二、社一、緑二)、民間人九、外、関係行政機関職員五(内閣官房副長官一、警察庁次長、法務、厚生、労働各事務次官)及び最高裁判所事務次長(現在欠員)よりなっている。

注(2) 現在までのところ、任命されていない。

注③ 幹事の構成は、内閣総理大臣官房審議室長、同文教担当参事官、警察庁刑事部長、警視庁防犯部長、自治庁行政部長、法務省刑事局長、同刑事局総務課長、同矯正局長、同保護局長、同人権擁護局長、大蔵省主計局長、文部省社会教育局長、厚生省公衆衛生局長、同社会局長、同児童局長、労働省労働基準局長、同婦人少年局長、同職業安定局長、最高裁判所事務総局刑事局長及び同家庭局長からなっている。

3 売春対策審議会 議事規則

(昭三一、三、一四 決定)

(会議)

第一条 売春対策審議会(以下「審議会」という。)の会議は、会長が日時及び場所を定めて招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を行う。

(定足数)

第二条 審議会は、過半数の委員の出席がなければ議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(発言)

第三条 会議において発言しようとする者は、議長の許可をうけなければならない。

(会議の経過及び結果の発表)

第四条 会議の経過及び結果の発表は、必要に応じて会長が行う。

(小委員会の設置)

第五條 会長は、必要に応じて、審議会に小委員会を置き、その所掌事項を分掌させることができる。

(議事録)

第六條 会長は、議事の経過について、議事録を作成する。

(雑則)

第七條 前各条に定めるものを除く外、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

三 亮春対策審議會答申及び意見具申

1 売春等の防止及び処分について

（昭三一、四、九 答申第一号）
（売春対策審議会会長菅原通済より
内閣総理大臣鳩山一郎あて）

本売春対策審議会は、売春対策の一環として、売春等の防止及び処分に関し、すみやかに立法措置を講ずる必要があると認め、当該法律案に盛り込むべき事項及びこれに関連する事項について検討した結果、左記のとおり決定したので、答申する。

記

一、法律の名称は、「売春等の防止及び処分に関する法律」とすることが適當である。

二、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある婦女（以下「要保護婦女」という。）の保護更生を図ることの重要性にかんがみ、これを単に行政措置に委ねるをもつて足るとすべからず、法律上明文をもつて明らかにすることが適當である。

三、法律の内容に盛り込まれるべき事項は、おおむね、次のこととするものが適當である。

1 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春及びこれを助長する行為の防止及びその取締並びに要保護婦女の保護更生を図ることを目的とする旨を明らかにすること。

2 売春とは、対償を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう旨を明らかにすること。

3 刑事処分の対象とすべき行為は、おおむね、次のときものとし、科せらるべき刑は、既存の関係法規の刑罰規定と均衡を失しないものとする。売春行為自体は、さしあたり刑事処分の対象としないが、これについては別紙のとおり有力な反対意見もあり、将来の問題として引き続き調査検討を加えるものとする。

(4) (勧誘等)

(1) 売春の目的をもって、公衆の目に触れるような方法で、人をその相手方となるように勧誘する行為

(2) 売春の目的をもって、道路その他公の場所で、人の身边に立ちふさがり又はつきまとう行為

(3) 売春の目的をもって、公衆の目に触れるような方法で、客待ちをし、又は写真若しくは絵画を掲げる等により人を売春の相手方となるように誘引する行為

(四) (周旋等)

(1) 売春の周旋をし、又は売春の周旋をする目的で、人を売春の相手方となるように勧誘する行為

(2) 売春の周旋をする目的で、道路その他公の場所で、人の身边に立ちふさがり又はつきまとう行為

(3) 売春の周旋をする目的をもって、公衆の目に触れるような方法で、写真又は絵画を掲げる等により人を売春の相手方となるように誘引する行為

(五) (場所の提供)

売春のために使用されることを知りながら、建物若しくはその一部を貸与し、又はその使用を許可する行為

(六) (困惑等による売春)

欺き、又は困惑させて売春をさせる行為

(七) (特殊関係の利用)

親族、業務、雇用、その他特殊の関係にある者がその影響力を利用して、売春をさせる行為及びこのような関係にある者がその影響力を利用して、売春の対償の全部若しくはその一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束する行為

(八) (前貸等)

売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与する行為

(b) (売春をさせる契約)

売春をさせることを内容とする契約の申込又は承諾をする行為

(c) (施設の経営等)

(1) 売春を行う場所を提供することを目的とする施設を経営し、又は管理する行為

(2) 居住させて売春をさせることを業とする行為

(d) (資金等の提供)

情を知って、売春施設の経営に要する資金、土地又は建物を提供する行為

4 要保護婦女に対する保護更生の措置に関して規定すべき事項はおおむね次のときものとする。こと。

(i) 要保護婦女の相談に応じ、必要な指導を行い及び一時保護を行う婦人相談所（仮称）を都道府県に設置するとともに婦人相談員（仮称）を配置すること。

(ii) 要保護婦女のうち、施設に収容して必要な生活訓練、教養指導、職業訓練、授産、就職の助成等を行う必要があるもののため、婦人保護施設を都道府県に設置すること。

(iii) 関係機関の協力義務を明らかにすること。

5 附則をもって、必要な経過規定、関係法令の改廃を行うこと。刑事処分に関する規定の施行期日については適当な猶予期間を置くこととし、おおむね、昭和三十三年一月一日とすること。

四、1 「勧誘等」の罪を犯した者については、裁判所において保安処分に付することができるものとするが妥当であり、すみやかにこれに関する立法措置を講ずること。

2 旅館業法を改正して、公衆衛生の見地からのみではなく、風紀取締の見地からも、旅館業を規制することについてすみ

やかに検討を加え、必要な改正措置を講ずること。

五、この法律の目的を達成するために、この法律の実施に直接必要な予算を確保することはもとより、要保護婦女に対する保護更生の徹底に要する予算上の措置についても遺憾のないようにすべきである。

六、この法律の公布にあたっては、国民一般の性道德の高揚について強力な啓蒙活動を展開すべきである。なお刑事処分に關する規定の施行以前には、現存の昭和二年勅令第九号、職業安定法、児童福祉法、労働基準法、刑法及び關係地方条例の各該当規定の適切な運用を図り、この法律の施行を円滑ならしめるよう、事前措置について配慮すべきである。

關係資料目錄

一、売春行為自体を刑事処分の対象とすべきであるとの意見書

一、売春等の防止に関する法律要綱案

売春行為を処罰しない答申には反対である。その理由は、

一、売春の社会悪であることを認めながら、これを行う者に処罰の制裁を加えない態度は正しくない。もし、法が売春行為そのものについて倫理的宣言をなすにとどまるのであるならば、それは立法の範囲外でないか、かりにも、法律が売春の社会悪であることをとめ、その防止と取締りを目的とする以上は、社会が納得する程度の制裁規定をおくことは当然である。

よって、我らは、売春行為に対して比較的軽い処罰規定と共に、売春婦の保護、更生の施設及び転落防止の用意をすることを妥当と信ずる。

二、売春行為を処罰しないで、売春のための公然の勧誘を処罰すること（案の三）は筋が通らない。のみならず、これは人目

につかぬ方法による売春が野放しとなつて、その害毒まことに怖るべく、法の目的に相反する。結局、法はその実効を挙げ得ない。

三、売春を処罰しない場合に、売春行為の処罰を規定せる全国の地方条例の効力はどうなるのか。

若し、地方条例が「失効する」とならば、全国の売春は放任行為となつて、売春の防止と取締りを目的とする法が逆にこれを公認する結果となる。

若し、地方条例が「失効しない」とならば、法律の精神と条例は相矛盾して、売春に対する国家意思は不統一となり、国民はその適従にまどうてあろう。

四、売春を処罰しないで、売春を目的とする業者を処罰することは、理論の根拠を失うものである。

五、売春を処罰しない理由として、検挙に際して証拠に乏しく、結局立証難で、人権侵害のおそれがある」と述べられるが、これは、業者の場合も同様である。立証難を免責の根拠とすることは妥当でない。人権を侵してはならないことは、ひとり、売春のみならんや、で、警察官等が憲法保障の国民の基本的人權を尊重せねばならないことは論ずるまでもない。

六、売春婦は弱者であるから処罰立法には反対との説に対しては、処罰とあわせて保護・更生施設と転落防止その他社会保障を併行せしめて、売春防止の目的を達すべきである。

七、昨年九月二日、売春問題対策協議会も、悪質売春は処罰すべきもの」との趣旨を答申しておる。

八、売春を処罰しない場合は、売春を買い男性も処罰を免れることとなつて、性道徳は無視せられ、社会の常識に相反することとなる。

昭和三十一年四月六日

売春対策審議会委員

売春対策審議会会長

菅 原 通 済 殿

売春等の防止及び処分に關する法律（仮称）要綱案

第一章 総 則

（目的）

一、この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春及びこれを助長する行為の防止及びその取締並びにその性行又は環境に照して売春を行うおそれのある婦女（以下「要保護

大	田	宮	中	福	三	藤	神	吉
浜	辺	城	山	田	巻	原	近	田
		タ						
英	繁	マ	マ		秋	道	市	賢
子	子	ヨ	サ	勝	子	子	子	一

婦女」という)の保護更生を図ることを目的とする旨を明らかにすること。

(国及び地方公共団体の義務)

二、国及び地方公共団体は、この法律に定めるもののほか、福祉施設、医療施設その他教育施設を充実し、なお就職のあっせん、職業の指導、各種生活資金の貸付等についても遺憾なきを期することによって、要保護婦女の保護更生に努めるとともに、純潔教育の普及徹底を図る等売春の発生を予防する施策を講じなければならない旨を明らかにすること。

(定義)

三、この法律で「売春」とは、対価を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう旨を明らかにすること。

(売春等の禁止)

四、何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない旨を明らかにすること。

第二章 刑事処分

(勧誘等)

- 五、売春の目的をもって、公衆の目に触れるような方法で、人をその相手方となるように勧誘した者は、………に処する。
- 2 売春の目的をもって、道路その他公の場所で、人の身边に立ちふさがり又はつきまとつた者は、………に処する。
- 3 売春の目的をもって、公衆の目に触れるような方法で、客待ちをし、又は写真若しくは絵画を掲げる等により人を売春の相手方となるように誘引した者は、………に処するものとする。

(周旋等)

- 六、売春の周旋をし、又は売春の周旋をする目的で、人を売春の相手方となるように勧誘した者は、………に処する。
- 2 売春の周旋をする目的をもって、道路その他公の場所で、人の身边に立ちふさがり又はつきまとつた者は、………に

処する。

3 売春の周旋をする目的をもって、公衆の目に触れるような方法で写真又は絵画を掲げる等により人を売春の相手方となるように誘引した者は、……………に処するものとする。

(場所の提供)

七、売春のために使用されることを知りながら建物又はその一部を貸与し、又はその使用を許可した者は、……………に処する。但し、貸与し又はその使用を許可した建物、又はその一部が売春のために使用されることを知って、売春の行われることを防止するために相当と認められる処置を採った場合は、この限りでないものとする。

(困惑等による売春)

八、欺き、又は困惑させて売春をさせた者は、……………に処するものとする。

(特殊関係の利用)

九、親族、業務、雇用その他特殊の関係にある者がその影響力を利用して売春をさせたときは、……………に処する。

2 前項の関係にある者がその影響力を利用して、売春の対償の全部若しくはその一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、……………に処するものとする。

(前貸等)

一〇、売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、……………に処するものとする。

(売春をさせる契約)

一一、売春をさせることを内容とする契約の申込又は承諾をした者は、……………に処するものとする。

(施設の経営等)

一二、売春を行う場所を提供することを目的とする施設を経営し、又は管理した者は、………に処するものとする。

2 居住させて売春をさせることを業とする者は、………に処するものとする。

(資金等の提供)

一三、情を知って、売春を行う場所を提供することを目的とする施設の経営に要する資金、土地又は建物を提供した者は、………に処する。

………に処する。但し、提供した資金、土地又は建物が売春を行う場所を提供することを目的とする施設の経営に使用されるものであることを知って、これが使用を阻止するために相当と認められる処置を採った場合は、この限りでないものとする。

(両罰)

一四、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、一〇、から一三、までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰金刑を科するものとする。

(併科)

一五、五、から一三、までの罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第三章 保護更生処分

(婦人相談所)

一六、都道府県は、政令の定めるところにより、婦人相談所を設置しなければならないものとする。

2 婦人相談所は、要保護婦女の保護に関する事項について主として次の業務を行うものとする。

(一) 要保護婦女に関する各般の問題につき相談に応ずること。

(イ) 要保護婦女及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行うこと。

(ロ) 要保護婦女の一時保護を行うこと。

3 婦人相談所に、政令の定めるところにより、所長その他所要の職員を置くものとする。

(婦人相談員)

一七、都道府県及び市は、その管理に属する福祉事務所に、非常勤の婦人相談員を置くものとする。

2 婦人相談員は、要保護婦女につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行う等これらの者の保護更生に努めるものとする。

3 婦人相談員は、社会的信望があり、かつ、前項に規定する婦人相談員の職務を行うに必要な熱意をもっている者の中から、都道府県知事又は市長が任命するものとする。

(婦人保護施設)

一八、都道府県は、要保護婦女のうち、施設に収容して、必要な生活訓練、教養指導、職業訓練、授産就職の助成等を行うため、政令の定めるところにより、婦人保護施設を設置しなければならないものとする。

2 市町村その他の者は、命令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て婦人保護施設を設置することができるものとする。

(協力機関)

一九、民生委員法に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、労働省設置法に定める婦人少年室の協助力、保護司法に定める保護司、更生緊急保護法に定める更生保護事業を営むもの、人権擁護委員法に定める人権擁護委員は、この法律の施

行に関し、婦人相談所に協力しなければならないものとする。

(都道府県の支弁)

二〇、都道府県は次に掲げる費用を支弁しなければならないものとする。

(一) 一六、の婦人相談所に要する費用

(二) 一七、の婦人相談員の設置に要する費用

(三) 一八、の婦人保護施設に要する費用

(都道府県の補助)

二一、都道府県は、市町村その他の者が設置する婦人保護施設の設備につき支弁した費用の一分の一を補助することができるものとする。

(国庫の補助)

二二、国庫は、都道府県が二〇、の規定により支弁した費用の一分の一を補助しなければならないものとする。

2 国庫は、都道府県が二一、の規定により補助した金額の一分の一を補助しなければならないものとする。

附 則

(施行期日)

一、この法律は、………の規定を除き、公布の日から施行し、………の規定は昭和三十三年一月一日から施行するものとする。

(婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令の廃止)

二、婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和二十二年勅令第九号)は、………の規定の施行と同時に廃止する。

ものとする。

(地方条例との関係)

三、売春行為自体を処罰する地方条例は、………の規定の施行前は、その効力を失うものでないことを明らかにするものとする。

(社会福祉事業法の一部改正)

四、社会福祉事業法の一部を次のように改正するものとする。

第二条第二項中第三号の次に次の一号を加え、第四号を第五号とする。

四 売春等の防止及び処分に関する法律(昭和三十一年法律第 号)にいう婦人保護施設を経営する事業

2 答申第一号についての菅原会長談話要旨

(昭三一、四、九 新聞発表)

本審議会は、本年三月十四日第一回の審議会において、内閣総理大臣から、売春対策の一環として、売春等の防止及び処分に関して、法律案に盛り込むべき事項及びこれに関する事項について諮問を受けたのでありまして、爾來回を重ねること総会五回、小委員会十一回におよび相当自熱的な審議の結果、別紙要領のとおり、審議会の決定をみたので、本日内閣総理大臣あてに答申をいたしましたのであります。

もとより、本答申は、売春対策の一環としての売春等の防止及び処分に関して法律案に盛り込むべき事項並びにこれに関連する事項についての取りまとめたものであり、従って、これをもって売春対策の全般を覆うてゐるものではないのであります。本審議会としては、例えば保安処分の問題等につきましては引き続き検討を加えていきたいと考えているのであります。

本答申作成までの審議の過程において、最も論議の対象となった事項は、売春行為自体に刑罰を科するか否かの問題、保安処分の問題、法律の施行期日、いわゆる業者の転廃業に関する諸問題、地方条例との関係の問題、保護更生、転落防止の問題等でありまして、これらの問題については必ずしも審議会全員の意見の一致は期せられなかったものでありますが、今回は、いわばその最大公約数を取ってとりまとめたのであります。

そういう意味で、それぞれの事項について多数決による採決というような方式はとらずあくまで話し合いによつて審議を進めたのであります、特に反対のあつた有力意見は答申に添付したのであります。

本審議会としては、売春対策については、既に論議の段階を過ぎて、具体的対策の実行に一步でも踏み出さなければならぬ時期にあり、立法措置についてもすみやかにこれを講ずる必要があるという認識のもとに、全員一致して審議の促進を図つたのであります、もとよりこの答申についてはいろいろの批判が行われると思いますが、これはあくまでも売春対策の一礎石で更にこの上に第二、第三の石を積み重ねて参りたいと思つてあります。政府ならびに国会は本審議会の意のあるところを汲んで幸いにして本国会において本問題について立法措置が講ぜられることを期待するものであります。

3 売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について

(昭三一、九、七 答申第二号)
売春対策審議会会長菅原通済より
内閣総理大臣鳩山一郎あて

本審議会は、昭和三十一年四月九日、内閣総理大臣に対して、売春等の防止及び処分について、答申第一号を提出した。政府は、右答申に基き、売春防止法案を国会に提出したのであるが、同法案は、昭和三十一年五月二十一日、国会を通過成立し同月二十四日公布を見たことはまことに欣快にたえない。

この法律は、長い因襲を持った社会悪を排除しようとする画期的立法であつて、その成果を期するためには、重大なる決意

と努力を要するところであるが、特に、法律施行前においても、法律の円滑な施行を図り、売春防止の目的を達成するため、政府において、売春防止法の趣旨の普及徹底、人權の尊重、性道徳の高揚、未然防止措置の強化、保護更生の強化、関係業者の転廃業の促進、取締の適正化、犯罪後の更生保護措置の強化及び中央関係各省庁並びに地方公共団体との連絡の強化等の事項について、強力な行政措置を採る必要があると認めたので、ここに答申する。

4 売春対策に関する関係各省庁の昭和三十一年度予算要求額について

昭三一、一二、一七 意見具申第一号
（売春対策審議会会長菅原通済より内閣
総理大臣鳩山一郎あて）

本審議会は、売春対策に関する関係各省庁の昭和三十一年度予算要求額を通覧するに、画期的な文化立法である売春防止法の受入れ態勢として、本要求額をもってしてはまことに不十分であつて、到底所期の目的を達成することは困難であると思料せられるので、売春対策審議会令第一条第二項の規定により、ここに意見として政府の再考慮を求める。

四 売春対策関係法令其他（第一部）

1 売春等に関する決議

(昭三〇、七、一九)
衆議院法務委員会

いわゆる売春等に関する諸問題は、文教、保健、社会秩序、ならびに転落貧困家庭の扶助政策など各般にわたり、速やかに抜本的総合施策を樹立しこれを実施する必要がある。よって政府はこのさい内閣に強力なる審議機関を設けその議を経て行政措置、立法的措置、予算措置など総合対策を策定し国会の審議を要するものについては、次の通常国会に提出し、現行の法令ならびに行政措置により可能なる範囲については政府の責任において速やかに実施勵行すべきである。

右決議する。

2 売春防止法

(昭三一、五、二四)
法律第百十八号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 刑事処分(第五条—第十五条)

第三章 保護更生(第十六条—第二十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

(売春の禁止)

第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

(適用上の注意)

第四条 この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第二章 刑事処分

(勧誘等)

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。

二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとふこと。

三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(周旋等)

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。

一 人を売春の相手方となるように勧誘すること。

二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(困惑等による売春)

第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三

年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

(対償の收受等)

第八条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(前貸等)

第九条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる契約)

第十条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

(場所の提供)

第十一条 情を知って、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる業)

第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(資金等の提供)

第十三条 情を知って、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 情を知って、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(両罰)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)

第十五条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一条第一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び

罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

第三章 保護更生

(婦人相談所)

第十六条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

2 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生に関する事項について、主として次の各号の業務を行うものとする。

一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。

二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行うこと。

三 要保護女子の一時保護を行うこと。

3 婦人相談所に、所長その他所要の職員を置く。

4 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

(婦人相談員)

第十七条 都道府県は、婦人相談員を置かなければならない。

2 市は、婦人相談員を置くことができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに附随する業務を行うものとする。

4 婦人相談員は、非常勤とし、社会的信望があり、かつ、前項に規定する婦人相談員の職務を行うに必要な熱意と識見をもっている者のうちから、都道府県知事又は市長が任命する。

(婦人保護施設)

第十八条 都道府県は、要保護女子を收容保護するための施設（以下「婦人保護施設」という。）を設置することができる。

(民生委員等の協力)

第十九条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める児童委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司、更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 婦人相談所に要する費用（第五号に掲げる費用を除く。）

二 都道府県の設置する婦人相談員に要する費用

三 都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用

四 都道府県の行う收容保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

五 婦人相談所の行う一時保護に要する費用

2 市は、この設置する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県の補助)

第二十一条 都道府県は、市町村又は社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

(国の負担及び補助)

- 第二十二条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについてはその十分の五、同項第五号に掲げるものについてはその十分の八を負担するものとする。
- 2 国は、厚生大臣の定める基準に従い、市が第二十条第二項の規定により支弁した費用の十分の五を補助するものとする。
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号に掲げるものについてはその十分の五以内、同項第四号に掲げるものについてはその十分の八以内を補助することができる。
- 4 国は、予算の範囲内において、都道府県が前条の規定により補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令の廃止)

- 2 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和二十二年勅令第九号)は、廃止する。
- 3 前項の規定の施行前にした同項に規定する勅令の違反行為の処罰については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(地方条例との関係)

4 地方公共団体の条例の規定で、売春又は売春の相手方となる行為その他売春に関する行為を処罰する旨を定めているものは、第二章の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

5 前項に規定する条例の規定が、第二章の規定の施行と同時にその効力を失うこととなった場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定をしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(社会福祉事業法の一部改正)

6 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）にいう婦人保護施設を経営する事業

(地方財政法の一部改正)

7 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条中第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 婦人相談所及び婦人相談員に要する経費

3 売春防止法案に関する付帯決議

(昭三一、五、一八)
参議院法務委員会

本法案が人の尊厳、性道德の純化、社会の善良風俗の保持のため画期的な立法であることと、当委員会の審議に於て尚不完全な諸点が認められた経緯にかんがみ、政府は更に一段の努力を以て

- 一、本法案第五条の罪を犯した女子に対する保安処分の規定を設けること
- 二、売春行為を処罰対象とするか否かについて更に検討を続けること
- 三、要保護女子に対する保護更生の各般の施設について徹底的充実をはかること
- 四、生活保障に関する諸立法の適切な運用によって転落主因の防止につとめること
- 五、本法実施に当り地方公共団体への国庫負担等の予算措置に遺憾なきを期することとし、以て本法案の目的の達成に遺憾なきを期せられたい。

右決議する。

4 婦人の転落防止及び保護更生対策の強化について

（昭三一、七、一二厚生、労働
 同事務次官より各都道府県
 知事及び婦人少年室長あて）

第二十四回国会において成立をみた売春防止法は本年五月二十四日法律第百十八号をもつて公布され、保護更生に関する部分は明年四月一日から施行されることになったが、その施行までの間における標記の件に関し左記のとおりその実施の要領を定めたので、その実施に関しては格段の御配意を願いたい。

記

婦人の転落防止及び保護更生対策実施要領

一 趣旨

売春防止法制定の趣旨に鑑み、その施行までの間においても、婦人の転落防止及び保護更生対策を一層強力に推進する必

要があるので、関係行政機関において次の行政措置を講ずるものとする。

二 措 置

次の関係機関は、相互の連絡を緊密にして転落のおそれのある婦人（以下「対象者」という。）につき、それぞれ必要な措置を講ずるものとする。

(一) 婦人相談所

- 1 主要都市に、その都市を管轄する都道府県（北海道、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡）が設置する。
- 2 所長その他所要の職員を置き、対象者に関する各般の問題につき、相談に応じ、又は対象者及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、これらに附随して必要な指導を行う。
- 3 必要と認めた場合は、一時収容保護を行う。

(二) 婦人相談員

- 1 都道府県又は市に、非常勤の婦人相談員を置く。
- 2 婦人相談所を設置する都道府県にあっては、婦人相談所所屬、その他の県にあっては県本庁所屬、市にあっては当該市本庁又は福祉事務所所屬とする。
- 3 売春環境上必要と認められる地区を管轄する福祉事務所に駐在して、面接、調査、訪問、指導等の業務を行い、対象者の生活の援護、就職の助成等につき関係機関に連絡あつ旋するものとする。

(三) 福祉事務所

婦人相談所及び婦人相談員と密接な連絡の下に、対象者に対し、必要に応じ、生活保護、母子福祉資金の貸付その他の援護の措置を積極的に講じ、又は医療、職業更生その他の措置につき関係機関へ連絡あつ旋する。

(四) 児童相談所

対象者のうち、児童福祉法による措置をとることが適切であるものについては、児童福祉司、社会福祉主事及び児童委員による指導、児童福祉施設への入所措置その他必要な措置を講ずる。

(四) 婦人少年室

婦人少年室協助員を増員し及び婦人少年室婦人問題相談室をあらたに配置する。

対象者について婦人の地位の向上その他婦人問題の見地から調査、啓蒙及び相談を行う。

(六) 性病予防機関

性病病院、性病診療所、保健所等においては、関係機関と連絡の上、各施設を訪れた対象者のうち性病罹患の疑いのあるものに対しては健康診断を受けさせ、又発見された患者に対しても適正な治療を実施し、もつて心身ともに健全な状態において更生せしめ社会生活に復帰させる。

(七) 婦人保護施設

対象者のうち、收容保護を適当とするものを收容して、必要な生活訓練、教養指導、職業訓練、授産就職の助成等を行ひ、もつてそのすみやかな更生を図る。

(八) 協力機関

次に掲げるものは、婦人相談所、福祉事務所、児童相談所、婦人少年室と密接な連絡の下に、対象者の早期発見につとめその相談に応じ、常時必要な指導を行うとともに、担当地区内の婦人の転落防止その他一般啓蒙活動を行う等この要綱実施のために積極的に協力するものとする。

1 民生（児童）委員

2 婦人少年室協助員

3 保 護 司

4 更生保護事業を営むもの

5 人権擁護委員

(ハ) 関係行政機関団体等との協力

婦人の転落防止及び保護更生対策を総合的且つ強力に推進するため、関係行政機関、団体等と緊密に協力するものとし、これがため常時連絡を密にし、必要に応じ、連絡協議会等の設置を考慮するものとする。

5 売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について

(昭三一、一二、一七)
事務次官等会議申合せ)

一 趣旨

さきに制定公布をみた売春防止法は、長い因襲を持つた社会悪を排除しようとする画期的立法であつて、その成果を期するためには重大なる決意と努力を要するところであるが、この施行に關係する国及び地方公共団体の行政機関は各方面にわたるので、これらの各行政機関が相互に協力し、一体となつてこの法律の円滑な施行を図り、もつて売春防止の目的を達成しようとするものである。

二 措置

(一) 売春防止法の趣旨の普及徹底

売春防止に関する広報活動を広く社会一般に対して積極的に行い、特に売春を行う者、転落するおそれのある者及び関係業者等にこの法律の趣旨の徹底を図るとともに、これらのものが健全な生業に就くためには各方面のあたたかい協力が必要であるので、国民一般の理解と協力とを求める。

(二) 人権の尊重、性道徳の高揚特に純潔教育の徹底

社会教育における講座等及び学校教育における教科及び特別教育活動を通じて、人権の尊重、性道徳の高揚特に純潔教育の徹底を図る。

(三) 未然防止措置の強化

生活困窮家庭に対する生活保護、母子福祉資金の貸付、世帯更生資金の貸付等の適正迅速な運用を図るとともに、児童福祉法、職業安定法、労働基準法等による監督指導を強化する。

(四) 保護更生の強化

1 婦人相談所及び婦人相談員の設置

この法律に基く婦人相談所及び婦人相談員は、昭和三十二年四月一日から設けられるのであるが、この法律の施行にさきだちすみやかに行政措置をもって、主要都道府県においては婦人相談所を、各都道府県においては婦人相談員を設置して、婦人相談業務の強化を図る。

2 婦人少年室の機能の整備

婦人少年室に協助員を増置するとともに、婦人問題相談員を設けて、婦人相談業務等の強化を図る。

3 その他関係機関の活動の強化

福祉事務所、児童相談所、職業安定機関、法務局、地方法務局、婦人保護施設、性病予防機関、保護司及び人権擁護

委員等の活動の強化を図る。

(四) 関係業者の転廃業の促進

関係業者の転廃業の措置について、関係業者の健全な生業に転換するための自発的な行動を期待するとともに、その正しい転換を円滑に促進し、脱法的転業等の事態とこれによる新しい社会悪の生起しないよう、法の目的を完全実施するため、積極的な転廃業の補導を行う。

なお、業者の転廃業に際しては、その従業員が再び転落することのないよう、(四)に定める保護更生機関による措置の徹底を図るとともに性病撲滅の抜本的施策を講ずる。

(六) 取締の適正化

この法律の施行前においても、現行法及び現行条例に基づく取締の適正を期する。

(七) 犯罪後の更生保護措置の強化

前項の取締に伴う従業員等の更生保護措置については、取締官庁と緊密な連絡のもとに、保護観察所において更生緊急保護法による措置を強化して、その再転落を防止する。

三 連絡の強化

(一) 右の各措置についての中央関係各省庁相互間の連絡には、内閣総理大臣官房審議室がこれに当り、更に一層の緊密化を図る。

(二) 右の各措置についての地方公共団体の各機関及び国の地方関係出先機関相互の連絡を強化するとともに、売春防止活動の地方における推進体として、都道府県に売春防止対策本部を置くよう勧奨する。

6 売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について

〔昭三一、一二、二七 内閣官房副長官、
警察庁、自治庁各次長、法務、大蔵、文
部、厚生、通商産業、労働、建設各事務
次官より、各都道府県知事あて〕

長い間の因襲を持った社会悪を排除するため、売春防止法が成立し、その公布をみたので、この法律の円滑な施行を図るため、さる十二月十七日の事務次官等会議において別紙のとおり申合せを行った。同法は、わが国道義の刷新に関する画期的なものであり、その施行に係る行政機関も中央地方を通じ各方面にわたるので、各地方におかれては、地方公共団体の各機関及び国の地方関係出先機関相互の連絡を強化されるとともに、売春防止活動の地方における推進体として、貴都道府県に売春防止対策本部を置き、売春防止活動を推進して別紙記載の各行政措置が円滑に実施されるよう御配慮願いたい。

別紙「売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について」(昭三一、一二、一七 事務次官等会議申合せ) 添付。

五 壳春对策關係法令（第二部）

1 日本国憲法

(昭二、一一、三公布
昭二、五、三施行)(抄)

(個人の尊重と公共の福祉)

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最上の尊重を必要とする。

(奴隷的拘束及び苦役からの自由)

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

2 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令

(昭二、一、一五)
(勅令第九号)(抄)

(売淫をさせた者の罪)

第一条 暴行又は脅迫によらないで婦女を困惑させて売淫をさせた者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(売淫を内容とする契約をさせた者の罪)

第二条 婦女に売淫をさせることを内容とする契約をした者は、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(未遂罪)

第三条 前二条の未遂罪は、これを罰する。

(註) 昭和二十七年五月七日法律第三十七号「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律」により、昭和二十七年四月二十八日、日本が独立した以後も引続き有効となつてゐる。
なお、この勅令は、売春防止法附則第二項の規定により、昭和三十三年四月一日に廃止される。(売春防止法各本条に吸収される。)

3 刑 法

(明治四〇、四、二四) (抄)
法第四五号

(公然わいせつ)

第百七十四条 公然猥褻ノ行為ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ五百円以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ処ス

(強制わいせつ)

第百七十六条 十三才以上ノ男女ニ対シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行為ヲ為シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス十三才

ニ満タサル男女ニ対シ猥褻ノ行為ヲ為シタル者亦同ジ

(強姦)

第百七十七条 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三才以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト為シ二年以上ノ有期懲役ニ処ス十三才ニ満

タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同ジ

(準強制わいせつ強姦)

第百七十八条 人ノ心神喪失若クハ抗拒不能ニ乗シ又ハ之ヲシテ心神ヲ喪失セシメ若クハ抗拒不能ナラシメテ猥褻ノ行為ヲ為

シ又ハ姦淫シタル者ハ前二条ノ例ニ同ジ

(未遂)

第一百七十九条 前三条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(親告罪)

第一百八十条 前四条ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

(強姦致死傷)

第一百八十一条 第一百七十六条乃至第一百七十九条ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

(淫行勸誘)

第一百八十二条 営利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ勸誘シテ姦淫セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ

処ス

(強制)

第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉若クハ財産ニ対シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ

事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス

2 親族ノ生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ対シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可

キ權利ヲ妨害シタル者亦同ジ

3 前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(営利拐取)

第二百二十五条 営利、猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス

(国外移送拐取、人身売買)

第二百二十六条 日本国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス

2 日本国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ売買シ又ハ被拐取者若クハ被売者ヲ日本国外ニ移送シタル者亦同ジ

(拐取幫助、被拐取者收受)

第二百二十七条 前三条ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被拐取者又ハ被売者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

2 營利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被買者ヲ收受シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス
(未遂)

第二百二十八条 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(親告罪)

第二百二十九条 第二百二十六条ノ罪、同条ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル第二百七十二条第一項ノ罪及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪ヲ除ク外本章ノ罪ハ營利ノ目的ニ出テサル場合ニ限り告訴ヲ待テ之ヲ論ス但被拐取者又ハ被売者犯人ト婚姻ヲ為シタルトキハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判確定ノ後ニ非サレハ告訴ノ効ナシ

4 民法

(公序良俗)

第九十条 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス

(善意の受益者の返還義務)

第七百三条 法律上ノ原因ナクシテ他人ノ財産又ハ勞務ニ因リ利益ヲ受ケ之カ為メニ損失ヲ及ホシタル者ハ其利益ノ存スル限度ニ於テ之ヲ返還スル義務ヲ負フ

(明治二九、四、二七)
(法第八九号)
(抄)

(不法原因給付)

第七百八条 不法ノ原因ノ為メ給付ヲ為シタル者ハ其給付シタルモノノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス但不法ノ原因カ受益者ニ付テノミ存シタルトキハ此限ニ在ラス

5 労働基準法

(昭二二、四、七)
(法四九号)(抄)

(強制労働の禁止)

第五条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

(中間搾取の排除)

第六条 何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

(適用事業の範囲)

第八条 この法律は、左の各号の一に該当する事業又は事務所について適用する。但し、同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事使用人については適用しない。(一号—十三号省略)

十四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

(十五号以下省略)

(前借金相殺の禁止)

第十七条 使用者は、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(最低年令)

第五十六条 満十五才に満たない児童は、労働者として使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、第八条第六号乃至第十七号の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、且つその労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満十二才以上の児童をその者の修学時間外に使用することが出来る。

(但書省略)

(年少者の証明書)

第五十七条 使用者は、満十八才に満たない者について、その年令を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。

5。(二項省略)

(危険有害業務の就業制限)

第六十三条 (一項省略)

2 使用者は、満十八才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。(三項以下省略)

(罰則)

第一百七十七条 第五条の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千元以上三万円以下の罰金に処する。

(同前)

第一百八条 第六条、第四十八条、第五十六条又は第六十四条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下

の罰金に処する。

(同前)

第百十九條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第三條、第四條、第七條、第十六條、第十七條、第十八條第一項、第十九條、第二十條、第二十二條第三項、第三十一條、第三十二條、第三十四條、第三十五條、第三十六條但書、第三十七條、第三十九條、第四十二條、第四十三條、第四十六條、第四十七條、第四十九條、第五十一條、第六十條第二項若しくは第三項、第六十一條乃至第六十三條、第六十五條、第六十六條、第七十二條、第七十五條乃至第七十七條、第七十九條、第八十條、第九十四條第二項、第九十六條又は第百四條第二項の規定に違反した者(二号以下省略)

6 女子年少者労働基準規則

(昭二九、六、一九)
(労働省令第一三号)(抄)

(年少者の就業制限の業務の範囲)

第八條 法第六十三條第一項及び第二項の規定により満十八才に満たない者を就かせてはならない業務は、前条に規定するものの外、左の各号に掲げるものとする。(但書省略)

(一号—四十三号省略)

四十四 酒席に侍する業務

四十五 特殊の遊興的接客業における業務

(四十六号省略)

(児童の就業禁止の業務の範囲)

第十条 労働基準監督署長は、第八条各号に掲げる業務の外、左の各号に掲げる業務については、法第五十六条第二項の規定による許可をしてはならない。

(一号—二号省略)

三 旅館、料理店、飲食店又は娯楽場における業務

(四号—五号省略)

7 職業安定法

(昭二二、一一、三〇)(抄)
(法第一四二号)

(求人者の申込)

第十六条 公共職業安定所は、いかなる求人者の申込も、これを受理しなければならない。但し、その申込の内容が法令に違反するとき、又はその申込の内容をなす賃金、労働時間その他の労働条件が、通常の労働条件と比べて、著しく不適當であると認めるときは、その申込を受理しないことができる。

2 公共職業安定所は、必要があると認めるときは、求人者に対し、その求人数、労働条件その他求人者の条件について、指導することができる。

(求職者の申込)

第十七条 公共職業安定所は、いかなる求職者の申込についても、これを受理しなければならない。但し、その申込の内容が法令に違反するときは、その申込を受理しないことができる。

2 公共職業安定所は、必要があると認めるときは、求職者に対し、その就職先、労働条件、就職地その他求職の条件について、指導することができる。

3 公共職業安定所は、特殊な業務に対する求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試問及び技能の検査を行うことができる。

(職業指導の原則)

第二十二條 公共職業安定所は、身体に障害のある者、あらたに職業に就こうとする者その他職業に就くについて特別の指導を加えることを必要とする者に対し、職業指導を行わなければならない。

(職業補導の原則)

第二十六條 職業補導は、労働力の需要供給の状況に応じて、必要な職業種目について行わなければならない。

2 職業補導は、公共職業補導所における職業補導及び失業者に職業を与える目的を以て経営される施設における作業訓練として行われる。

3 この法律の職業補導には、学校教育法に基いて行われる一般職業教育を含まない。

4 労働大臣は、職業補導の計画を樹立するに当っては、関係教育行政庁の協力を得て、学校の施設の最も有効な活用を図るとともに、学校における職業教育との重複を避けなければならない。

5 職業補導は、すべて無料とする。

6 この節の規定は、国がその経費の全部又は一部を負担する職業補導事業について、これを適用する。

(有料職業紹介事業)

第三十二條 何人も、有料職業紹介事業を行ってはならない。但し、美術、音楽、演芸その他特別の技術を必要とする職業に

従事する者の職業をあつ旋することを目的とする職業紹介事業について、労働大臣の許可を得て行う場合は、この限りでない。

2 労働大臣が、前項の許可をなすには、予め、許可申請者についてその資産の状況及び徳性を審査するとともに、中央職業安定審議会に諮問しなければならない。

3 営利職業紹介事業を行う者は、その事業を開始する前に、第四項の規定による補償の金額に充てるため、労働大臣が、中央職業安定審議会に諮問のうえ定める五万円を超えない金額の保証金を供託しなければならない。

4 前項の者がこの法律又はこれに基く命令の規定に違反することによって損害を受けた者は、前項の保証金から、その補償を受ける権利を有する。

5 実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業の許可を受けた者は、それぞれ、労働大臣が中央職業安定審議会に諮問のうえ定める額の許可料を納付しなければならない。

6 実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業を行う者は、それぞれ、労働大臣が中央職業安定審議会に諮問のうえ定める手数料の外、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

7 第一項の許可の有効期間は、一年とする。

8 第一項の許可の申請手続その他有料の職業紹介事業に関し必要な事項は、命令で、これを定める。

(無料職業紹介事業)

第三十三条 無料の職業紹介事業を行わんとする者は、第三十三条の二(学校の行う無料職業紹介事業)に規定する場合を除き、労働大臣の許可を受けなければならない。

2 労働大臣が前項の許可をなすには、予め中央職業安定審議会に諮問しなければならない。但し、労働組合法による労働組

合に対し許可をなす場合には、この限りでない。

3 第一項の許可の有効期間は、二年とする。

4 第一項の許可の申請手続その他無料の職業紹介事業に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

(兼業の禁止)

第三十三条の四 料理店業、飲食店業、旅館業、古物商、質屋業、貸金業、両替業その他これらに類する営業を行う者は、職業紹介事業を行うことができない。

(文書による募集)

第三十五条 新聞紙、雑誌その他の刊行物に掲載する広告又は文書の掲出若しくは頒布による労働者の募集は、自由にこれを行うことができる。但し、通常通勤することができる地域以外の地域から、労働者を募集しようとする場合においては、募集を行う者は、募集の内容を、公共職業安定所長に通報しなければならない。

(直接募集)

第三十六条 労働者を雇用しようとする者が、前条に規定する方法以外の方法で、自ら労働者を募集し、又はその被用者をして労働者を募集させようとするときは、労働大臣の許可を受けなければならない。但し、通常通勤することができる地域から、労働者を募集する場合は、この限りでない。

(委託募集)

第三十七条 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして労働者の募集を行わせようとするときは、労働大臣の許可を受けなければならない。

2 被用者以外の者をして労働者の募集を行わせようとする者が、その被用者以外の者に報償金を与えようとするときは、労

働大臣の許可を受けなければならない。

（募集の制限）

第三十八条 公共職業安定所長は、労働力の需要供給を調整するため必要があるときは、第三十五条の規定による募集に関し、募集地域又は募集時期について、文書による理由を附して制限することができる。

2 労働大臣は、前二条の規定によって労働者の募集を許可する場合においては、労働者の募集を行わうとする者に対し、募集地域、募集人員その他募集方法に関し必要な指示をなすことができる。

（募集地域の原則）

第三十九条 労働者の募集を行わうとする者は、通常通勤することができる地域から、労働者を募集し、その地域から、労働者を募集することが困難なときは、その地域に近接する地域から、労働者を募集するように努めなければならない。

（報償受領の禁止）

第四十条 募集を行う者又は第三十六条若しくは第三十七条第一項の規定によって労働者の募集に従事する者は、募集に応じた労働者から、その募集に関し、いかなる名義でも、財物又は利益を受けてはならない。

（財物等の給与の禁止）

第四十一条 労働者の募集を行う者は、第三十六条又は第三十七条第一項の規定によって労働者の募集に従事する者に対し、同条第二項の規定によって労働大臣の許可を受けた報償金又は実費弁償その他被用者に支給する賃金若しくは給料及びこれらに準ずるものを除いては、財物又は利益を与えてはならない。

（労働者供給事業の禁止）

第四十四条 何人も、第四十五条に規定する場合を除くの外、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から

供給される労働者を使用してはならない。

(労働者供給事業の許可)

第四十五条 労働組合法による労働組合が、労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

(事業の停止又は許可の取消)

第五十条 労働大臣は、許可を受けて、又は届出をなして職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者が、法令若しくはこれに基く行政庁の処分違反し、又はその事業若しくは業務が公益を害する虞があると認めるときは、その事業若しくは業務を停止し、又は許可を取り消すことができる。

2 労働大臣は、第三十三条の二第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う学校の長に対し、前項の規定により、事業の停止を命じようとする場合には、予め教育行政庁に通知しなければならない。

第六十三条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千元以上三万円以下の罰金に処する。

一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者

二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者

第六十四条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第一項本文の規定に違反した者又は同項但書の規定に違反して労働大臣の許可を受けず有料の職業紹介事業を行った者

二 第三十三条第一項の規定に違反した者

三 第三十六条又は第三十七条第一項の規定に違反した者

四 第四十四条の規定に違反した者

五 第四十五条の規定に違反して主務大臣の許可を受けず、又は有料で労働者供給事業を行った者

第六十五条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。(一号省略)

二 第三十二条第六項の規定に違反した者(三号、四号省略)

五 第三十三条の四の規定に違反した者

六 第三十七条第二項の規定に違反した者

七 第三十八条の規定による制限又は指示に従わなかった者

八 第四十条又は第四十一条の規定に違反した者

九 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれら

に従事した者(十号省略)

第六十六条 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第三十四条第二項の帳簿書類を作成せず、若しくは備えて置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者

二 第四十八条の規定に違反して、故なく報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第四十九条第一項又は第二項の規定に違反して、故なく報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査若しくは調査を

拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十七条 この法律の違反行為をした者が、法人又は人の事業又は業務について、当該法人又は人のために行為をした代理人又は被用者である場合においては、行為者を罰する外、当該法人の代表者又は人が普通の注意を払えば、その違反行為を

知ることができるときは、その法人の代表者又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 法人又は人が違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講じなかった場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかった場合又は違反を教唆した場合においては、当該法人の代表者又は人も行為者として、これを罰する。

8 生活保護法

(昭和二五、五、四)
(法第一四四号) (抄)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(生活扶助)

第十二条 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの

二 移送

(教育扶助)

第十三条 教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 義務教育に伴つて必要な教科書その他の学用品

二 義務教育に伴つて必要な通学用品

三 学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの

(住宅扶助)

第十四条 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 住居

二 補修その他住宅の維持のために必要なもの

(医療扶助)

第十五条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 診療

二 薬剤又は治療材料

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

(出産扶助)

第十六条 出産扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において

行われる。

一 分べんの介助

二 分べん前及び分べん後の処置

三 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

(生業扶助)

第十七条 生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによって、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる

見込のある場合に限る。

一 生業に必要な資金、器具又は資料

二 生業に必要な技能の修得

三 就労のために必要なもの

(葬祭扶助)

第十八条 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 検案

二 死体の運搬

三 火葬又は埋葬

四 納骨その他葬祭のために必要なもの

2 左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。

一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき。

二 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

(種類)

第三十八条 保護施設の種類は、左の通りとする。

一 養老施設

二 救護施設

三 更生施設

四 医療保護施設

五 授産施設

六 宿所提供施設

2 養老施設は、老衰のため独立して日常生活を営むことのできない要保護者を収容して、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

3 救護施設は、身体上又は精神上著しい欠陥があるために独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を収容して、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

4 更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び補導を必要とする要保護者を収容して、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

5 医療保護施設は、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設とする。

6 授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設とする。

7 宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。

9 児童福祉法

(昭二、一二、一二)
法第一六四号(抄)

(児童)

第四条 この法律で、児童とは、満十八才に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一 乳児 満一才に満たない者

二 幼児 満一才から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満十八才に達するまでの者

(児童相談所の業務)

第十五条の二 児童相談所は、児童の福祉に関する事項について、主として左の業務を行うものとする。

一 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。

二 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神衛生上の判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行うこと。

三 児童の一時保護を行うこと。

2 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項第一号及び第二号の業務を行うことができる。

（福祉事務所の業務）

第十八条の二 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として左の業務の行うものとする。

一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 児童及び妊産婦の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な調査を行い、及び個別的に又は集团的に、必要な指導を行うこと並びにこれらに附随する業務を行うこと。

2 児童相談所長は、その管轄区域内の福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。

（保健所の業務）

第十八条の三 保健所は、この法律の施行に関し、主として左の業務を行うものとする。

一 児童及び妊産婦の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。

二 児童及び妊産婦の健康相談に応じ、又は健康診査を行い、必要に応じ、保健指導を行うこと。

三 身体に障害のある児童の療育について、指導を行うこと。

四 児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し、必要な助言を与えること。

（助産施設への入所の措置）

第二十二條 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、それぞれその管理する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができないと認めるときは、その妊産婦を助産施設に入所させて、助産を受けさせなくてはならない。但し、附近に助産施設がないや等むを得ない事由が

あるときは、この限りでない。

(母子寮への入所の措置)

第二十三条 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、それぞれその管理する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認めるときは、その保護者及び児童を母子寮に入所させて保護しなければならない。但し、附近に母子寮がない等やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつ旋、生活保護法の適用等適切な保護を加えなければならない。

(保育所への入所の措置)

第二十四条 市町村長は、保護者の労働又は疾病等の理由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて保育しなければならない。但し、附近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護を加えなければならない。

(児童保護のための禁止行為)

第三十四条 何人も、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

(一号―五号省略)

六 児童に淫行をさせる行為

七 前各号に掲げる行為をする虞のある者その他児童に対し、刑法法令に触れる行為をなす虞のある者に、情を知つて、児童を引渡す行為及び当該引渡行為のなされる虞がある情を知つて、他人に児童を引渡す行為

八 成人及び児童の爲の正当な職業紹介の機関以外の者が、営利を目的として、児童の養育をあつ旋する行為

九 児童が四親等内の児童である場合及び児童に対する支配が正当な雇用関係に基づくものであるか又は家庭裁判所、都道府

県知事又は児童相談所長の承認を得たものである場合を除き、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、これを自己の支配下に置く行為

(二項省略)

(助産施設)

第三十六条 助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることのできない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設とする。

(乳児院)

第三十七条 乳児院は、乳児を入院させて、これを養育することを目的とする施設とする。

2 前項の規定による養育は、必要があるときは、乳児が満二才に達するまで、これを継続することができる。

(母子寮)

第三十八条 母子寮は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護することを目的とする施設とする。

(保育所)

第三十九条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

(児童厚生施設)

第四十条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること

とを目的とする施設とする。

(養護施設)

第四十一条 養護施設は乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護することを目的とする施設とする。

(精神薄弱児施設)

第四十二条 精神薄弱児施設は、精神薄弱の児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

(盲ろうあ児施設)

第四十三条 盲ろうあ児施設は、盲児（強度の弱視児を含む。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。）を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をすることを目的とする施設とする。

(虚弱児施設)

第四十三条の二 虚弱児施設は、身体の虚弱な児童に適正な環境を与えて、その健康増進を図ることを目的とする施設とする。

(し、体不自由児施設)

第四十三条の三 し、体不自由児施設は、上し、下し、又は体幹の機能の不自由な児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

(教護院)

第四十四条 教護院は、不良行為をなし、又はなす虞のある児童を入院させて、これを教護することを目的とする施設とする。

(禁止行為違反の罪)

第六十条 第三十四条第一項第六号の規定に違反した者は、これを十年以下の懲役又は二千元以上三万円以下の罰金に処する。

2 第三十四条第一項第一号から第五号まで若しくは第七号から第九号まで又は同条第二項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

3 児童を使用する者は、児童の年令を知らないことを理由として、前二項の規定による処罰を免れることができな。但し、過失のないときは、この限りでない。

10 母子福祉資金の貸付等に関する法律

(昭二七、一二、二九)
(法第三五〇号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者に対し、資金の貸付を行うこと等により、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するとともに父母のない児童に対し、資金の貸付を行うことにより、その独立自活の促進を図ることを目的とする。

(借主及び貸付の種類)

第三条 都道府県は、配偶者のない女子であつて、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により現に児童を扶養している者（以下「配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者」という。）に対し、左の各号に掲げる資金を、父母のない児童に対し、第二号、第六号及び第七号に掲げる資金を貸し付けることができる。

一 事業を開始するのに必要な資金（以下「生業資金」という。）

二 配偶者のない女子若しくはその者が扶養している児童又は父母のない児童の就職に際し必要な資金（以下「支度資金」という。）

三 事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な資金（以下「技能習得資金」という。）

四 技能習得資金の貸付を受けて前号に規定する知識、技能を習得している期間中の生活を維持するのに必要な資金（以下「生活資金」という。）

五 事業を継続するのに必要な資金（以下「事業継続資金」という。）

六 配偶者のない女子が扶養している児童又は父母のない児童が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校（盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部を含む。以下同じ。）若しくは大学に就学し、又は医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十一条に規定する実地修練（以下「実地修練」という。）を受けるのに必要な資金（以下「修学資金」という。）

七 配偶者のない女子が扶養している児童又は父母のない児童が、事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な資金（以下「修業資金」という。）

2 前項の場合において、配偶者のない女子が扶養している者の仕度資金、修学資金又は修業資金の貸付については、その就職し、就学し、若しくは実地修練を受け、又は知識、技能を習得する者が、連帯債務を負担する借主として加わらなければならない。

3 前二項の規定による修学資金の貸付は、その貸付により高等学校又は大学に就学している児童が二十才に達した後でも、その者が当該学校を卒業するまで継続して行うことができる。その者が引き続き大学に就学した場合又はその者若しくは当該引き続き大学に就学した者が卒業後直ちに実地修練を受ける場合においても、当該大学を卒業し、又は当該実地修練を修

了するまで、また同様とする。

（貸付金額の限度）

第四条 前条の規定により貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）の額は、左の各号に掲げる通りとする。

- 一 生業資金の貸付は、五万円以内
- 二 支度資金の貸付は、一万五千元以内
- 三 技能習得資金の貸付は、知識、技能を習得する期間中二年をこえない範囲内において月額千五百円以内
- 四 生活資金の貸付は、技能習得資金の貸付を受けて知識、技能を習得している期間中本人につき月額千円以内及びその扶養している児童一人につき月額五百円以内
- 五 事業継続資金の貸付は、一回につき三万円以内
- 六 修学資金の貸付は、高等学校に就学する者に係るときは、就学期間中月額七百円以内、大学に就学し、又は実地修練を受けている者に係るときは、就学期間中又は実地修練の期間中月額二千円以内
- 七 修業資金の貸付は、児童が知識、技能を習得する期間中二年をこえない範囲内において月額千五百円以内

（母子相談員）

第十五条 都道府県に母子相談員を置く。

2 母子相談員は、配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行う等これらの者の福祉の増進に努める。

3 母子相談員は、社会的信望があり、且つ、前項に規定する母子相談員の職務を行うのに必要な熱意を持っている者の中から、都道府県知事が任命する。

- 4 母子相談員は、非常勤とし、その職務を行うのに必要な費用の弁償を受ける。
- 5 この法律により母子相談員に要する費用は、都道府県が支弁し、国は、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

11 保健所法

(昭三、九、五)
法第一〇二号(抄)

(事業)

第二条 保健所は、左に掲げる事項につき、指導及びこれに必要な事業を行う。

- 一 衛生思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び飲食物の衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 保健婦に関する事項
- 六 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 七 母性及び乳幼児の衛生に関する事項
- 八 歯科衛生に関する事項
- 九 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十 結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- 十一 その他他地方における公衆衛生の向上及び増進に関する事項

12 社会福祉事業法

八二

(昭二六、三、二九)
法第四五号(抄)

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 左の各号に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

(一号—三号省略)

四 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)にいう婦人保護施設を経営する事業

(五号省略)

(設置)

第一三条 都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五条第二項の市は、その区域(都道府県にあっては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。)につき、条例で、福祉地区を設け、その地区ごとに、当該地区を所管区域とする福祉に関する事務所を設置しなければならない。

2 前項の福祉地区の数は、別表の通りとする。(別表省略)

3 第一項の市以外の市は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置しなければならない。

4 町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。

5 町村は、必要がある場合には、地方自治法の規定により一部事務組合を設けて、前項の事務所を設置することができる。

この場合には、当該組合内の町村の区域をもって、事務所の所管区域とする。

6 福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務

をつかさどるところとする。

7 町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止の時期は、会計年度の始期又は終期でなければならない。

8 町村は、福祉に関する事務所を設置し、又は廃止するには、その六月前までに、都道府県知事の承認を受けなければならない。

13 性病予防法

(昭二三、七、一五)
(法第一六七号) (抄)

(性病の治療、予防に関する一般人の義務)

第三条 何人も、性病にかからないようにつとめるとともに、性病にかかったときは、速やかに医師の治療を受けなければならない。

(同一医師の義務)

第四条 医師は、前二条に規定する国及び地方公共団体並びに個人の責務の達成に協力し、性病の治療及び予防につとめなければならない。

(性病の範囲、保護者の意義)

第五条 この法律で「性病」とは、梅毒、りん病、軟性下かん及びそけいりんば肉芽しゆ症をいう。

2 この法律で「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

(医師の指示・質問・届出)

第六条 医師が、性病にかかっていると診断したときは、省令の定めるところにより、その性病にかかっている者(以下患者

という。) 又はその保護者に対し、性病の治療に關し必要な事項及び性病の伝染の防止の方法を指示し、その患者の氏名及び居住の場所並びにその患者に病毒をうつしたと認められる者及びその患者が病毒をうつす虞がある行為をした者その他省令で定める事項を質問し、二十四時間以内に、文書をもって、患者の居住の場所を管轄する保健所長を経て、必要な事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(患者の違反行為等の届出、患者の居住場所変更の告知)

第七条 医師は、性病にかかっていると診断した患者又はその診療している患者が、前条の規定による指示に従わないとき、又は他の医師の治療を受けている旨の証明書を提出しないでその治療を受けないときは、文書をもって、患者の居住の場所を管轄する保健所長を経て、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。患者が治ゆし、若しくは死亡し、又は居住の場所を変更したときも同様である。

2 患者が居住の場所を変更したときは、その患者又はその保護者は、診療を受けている医師に対し、その旨を告げなければならない。

(婚姻と診断書の交換)

第八条 婚姻をしようとする者は、あらかじめ、相互に、性病にかかっているかどうかに関する医師の診断書を交換するようにつとめなければならない。

(妊婦の健康診断)

第九条 妊娠した者は、性病にかかっているかどうかについて、医師の健康診断を受けなければならない。

(健康診断受診命令)

第十条 都道府県知事は、第六条の規定による届出に基き、性病にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対して

性病にかかっているかどうかに関する医師の健康診断を受くべきことを命ずることができる。但し、現に医師の治療を受けている旨の証明書を出した者に対しては、この限りでない。

(健康診断受診命令・強制検診)

第十一条 都道府県知事は、正当な理由により売^い、常習の疑の著しい者に対して、性病にかかっているかどうかについて医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該吏員に健康診断をさせることができる。

(同前)

第十二条 都道府県知事は、性病のまん延が著しい場合において、その治療及び予防のため、性病にかかっていると認めるに足りる正当な理由のある者に対し、省令の定めるところにより、厚生大臣の承認を受け、健康診断の方法その他必要な事項を指定して、医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該吏員に健康診断をさせることができる。

(病毒の検査)

第十三条 医師が第十条又は第十一条の規定による健康診断をするに当っては、省令で定める方法による病毒の検査を行わなければならない。

(治療に関する報告の請求)

第十四条 都道府県知事は、性病の治療及び予防上必要があると認めるときは、患者又はその保護者に対し、その患者が性病の治療に関し現に講じている措置について報告を求めることができる。

2 現に医師の治療を受けている患者について、前項の規定による報告を求められた場合においては、その報告を求められた者は、現に医師の治療を受けている旨の証明書を同項の規定による報告書に添付しなければならない。

(治療を受けるべき旨の命令、入院入所命令等)

第十五条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、現に医師の治療を受けていない患者又は保護者に対し、医師の治療を受け、又は受けさせるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、性病の徹底的な治療及び予防を行うため、特に必要があると認めるときは、患者又はその保護者に対し、その患者の病毒が伝染する虞がなくなるまで病院又は診療所に入院し、若しくは入所し又は入院させ、若しくは入所させることを命ずることができる。

(第三項省略)

(吏員の立入調査質問権)

第二十二條 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該吏員をして、患者又は性病にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の住所若しくは居所又はその従業する場所に立入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

(性病患者の売いん)

第二十六條 伝染の虞がある性病にかかっている者が、売いんをしたときは、これを二年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(性病患者の売いんあつ旋等)

第二十七條 売いんのあつ旋、勧誘又はその場所の提供をした者が、その売いんをする者につき、その者が伝染の虞がある性病にかかっていることを知っていたときは、これを三年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

2 売いんのあつ旋、勧誘又はその場所の提供をした者が、その売いんをする者につき、その者が伝染の虞がある性病にかかっていることを、過失によって知らなかったときも、また同様である。

(性病患者の一定行為の禁止違反)

第二十八条 伝染の虞がある性病にかかっている者が、性交、授乳その他病毒を感染させる虞が著しい行為をしたときは、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴を待ってこれを論ずる。

(届出、懈怠等)

第三十二条 左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の罰金に処する。

(一号—二号省略)

三 第十条又は第十五条第一項若しくは第二項の命令に違反した者

四 第十一条の規定による命令に違反した者、又は同条若しくは第十二条の規定による健康診断を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(五号省略)

14 風俗営業取締法

(昭和二三、七、一〇) (抄)
法第一二二号

(定義)

第一条 この法律で、風俗営業とは、左の各号の一に該当する営業をいう。

- 一 待合、料理店、カフェーその他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 キャバレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業

三 まあじやん屋、ばちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業

(営業の許可)

第二条 前条の営業を営もうとする者は、当該都道府県が条例で定めるところにより、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、当該都道府県が条例で定めるところにより、公安委員会に、必要な届出をしなければならない。

(三項、四項省略)

(条例の制定)

第三条 都道府県は、条例により、風俗営業における営業の場所、営業時間及び営業所の構造設備等について、善良の風俗を害する行為を防止するために必要な制限を定めることができる。

(行政処分)

第四条 公安委員会は、風俗営業を営む者（以下「営業者」という。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し、法令又は前条の規定に基づく都道府県の条例に違反する行為をした場合において、善良の風俗を害する虞があるときは、営業の許可を取消し、若しくは営業の停止を命じ、又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な処分をすることができる。

(立入)

第六条 当該官吏及び吏員は、この法律又はこの法律に基づく都道府県の条例の実施について必要があるときは、風俗営業の営業所に立入ることができる。（二項省略）

(罰則)

第七條 第二條第一項の規定に違反し、又は第四條の規定による公安委員會の処分違反した者は、これを三箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

2 第三條の規定に基く都道府県の條例に違反し、又は第六條の規定による当該官吏及び吏員の立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを三千元以下の罰金に処する。

3 第二條第二項の規定に違反して届出をなさず、又は虚偽の届出をした者は、これを千円以下の罰金に処する。

(同前)

第八條 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の營業に関し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同條の罰金刑を科する。

15 警察官職務執行法

(昭和二三、七、一二)
(法第一三六号) (抄)

(立入)

第六條 (一項省略)

2 興業場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の來集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公開時間中において、警察官等が犯罪の予防又は人の生命、身体若しくは財産に対する危害予防のため、その場所に立ち入ることを要求した場合において、正当の理由なくして、これを拒むことができない。

(三項—四項省略)

(罪)

第一条 左の各号の一に該当する者はこれを拘留又は科料に処する。

(一号—三号省略)

四 生計の途がないのに、働く能力がありながら職業に就く意思を有せず、且つ、一定の住居を持たないもので諸方をうろついた者

(五号—十九号省略)

二十 公衆の目に触れるような場所で公衆にけん悪の情を催させるような仕方でしり、ももその他身体の一部をみだりに露出した者

(二十一号—二十七号省略)

二十八 他人の進路に立ちふさがつて、若しくはその身边に群がつて立ち退こうとせず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方て他人につきまとつた者

(二十九号以下省略)

(刑の免除、併科)

第二条 前条の罪を犯した者に対しては、情状により、その刑を免除し、又は拘留及び科料を併科することができる。

(教唆、幫助)

第三条 第一条の罪を教唆し、又は幫助した者は、正犯に準ずる。

17 旅館業法

(昭三、七、一二)
(法第一三、八号) (抄)

第五条 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

一 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき

二 宿泊しようとする者が、とばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められたとき

(後略)

18 道路交通取締法

(昭三、一一、八)
(法第一三、〇号) (抄)

(交通妨害行為の禁止)

第二十五条 道路において交通の妨害となり又は交通の危険を生ぜしめるような行為で命令で定めるものは、これをしてはならない。

(義務違反)

第二十九条 左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の罰金又は科料に処する。

一 第八条第一項、第九条第三項若しくは第七項(第九条の二第四項において準用する場合を含む)、第九条の二第三項、第十一条、第二十二條第一項、第二十四條第二項、第二十五条又は第二十六條第一項の規定に違反した者

(二号以下省略)

19 道路交通取締法施行令

(昭二八、八、三一)
政令第二六一号 (抄)

(道路における禁止行為)

第六十八條 法第二十五條により、道路においてしてはならない行為は、左の通りとする。

- 一 交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、眠り又は立ちどまっていること

(二号以下省略)

20 都市計画法

(大正八、四、五)
法第三六号 (抄)

(建築基準法の地域及び地区の指定等、風致及び風紀地区等の指定)

第十條 (一項省略)

- 2 都市計画区域内ニ於テハ建築基準法ニ依ル地域及地区ノ外土地ノ状況ニ依リ必要ト認ムルトキハ風致又ハ風紀ノ維持ノ為特ニ地区ヲ指定スルコトヲ得

(三項省略)

21 建築基準法

(昭二五、五、二四)
法第二〇一号 (抄)

(用途地域内の建築制限)

第四十九条 住居地域内においては、別表第一（い）項に掲げる建築物は、建築してはならない。但し、特定行政庁が住居の安寧を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

（二項―三項省略）

4 工業地域内においては、学校、病院、劇場、映画館、演芸場、料理店又は旅館の用途に供する建築物は、建築してはならない。但し、特定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認めて許可した場合においては、この限りでない。

（註）別表一、用途地域内の建築物の制限（い）住居地域内に建築してはならない建築物

（一―四省略）

五 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

六 待合、キャバレー、舞踏場その他これらに類するもの

（七省略）

（専用地区）

第五十条 建設大臣は、住居の環境を保護するため必要と認める場合においては、都市計画法の定める手続によって、都市計画の施設として、住居地域内に、住居専用地区を指定することができる。

（二項―三項省略）

4 前項の地区（工業専用地区）内においては、別表第二（ろ）項に掲げる建築物は、建築してはならない。但し、特定行政庁が、工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。（五項省略）

（註）別表二、専用地区内の建築物の制限（ろ）工業専用地区内に建築してはならない建築物。

(一—三項省略)

四 料理店又は飲食店

五 待合、キャバレー、その他これに類するもの

(六以下省略)

(特別用途地区)

第五十二条 建設大臣は、都市計画上必要があると認める場合においては、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として、用途地域内に、特別工業地区、文教地区その他政令で定める特別用途地区を指定することができる。

(二項—三項省略)

(罰則)

第九十九条 左の各号の一に該当する者は五万円以下の罰金に処する。

(一号—六号省略)

七 **第四十九条、第五十条第二項若しくは第四項又は第五十三条第一項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主**

(八号以下省略)

22 公衆浴場法

(昭二六、七、一二)
法第一三九号(抄)

第三条 浴場業を営む者(営業者という。以下同じ。)は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

第七条 都道府県知事は、営業者が第三条第一項の規定に違反したときは、第二条第一項の許可を取消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事が、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ当該営業者に、その処分の原因と認められる違反行為を文書を以て通知し、当該営業者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

第八条 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第二条第一項の規定に違反した者

二 前条第一項の規定による命令に違反した者

23 出入国管理令

(昭二六、一〇、四)
政令第三一九号(抄)

(退去強制)

第二十四条 左の各号の一に該当する外国人については、第五章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することがで

きる。

(一 号—三 号省略)

四 本邦に在留する外国人(仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、観光のための通過上陸の許可、転船上陸の許可又は水難による上陸の許可を受けた者を除く。)で左に掲げる者の一に該当するもの

(イ—リ省略)

ヌ 売い、又はそのあつ、旋、勧誘、その場所の提供その他売い、んに直接に関係がある業務に従事する者

(ル以下及び五号以下省略)

(収容)

第三十九条 入国警備官は、容疑者が第二十四条各号の一に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書により、その者を収容することができる。

2 前項の収容令書は、入国警備官の請求により、その所属官署の主任審査官が発付するものとする。

(収容の場所及び留置の嘱託)

第四十一条 (一 項省略)

2 収容令書によつて収容することができる場所は、入国者収容所、収容場その他法務大臣又はその委任を受けた主任審査官が指定する適当な場所とする。

3 警察官は、主任審査官が必要と認めて依頼したときは、容疑者を警察署に留置することができる。

(罰則)

第七十二条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 収容令書又は退去強制令書によつて身柄を拘束されている者で逃走したもの

(二号省略)

(註) 昭和二十七年四月二十八日法律第百二十六号「ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する件」により、法律として効力を有する。

24 地方財政法

(昭和二三、七、七)
法第一〇九号(抄)

(国がその全部又は一部を負担する法令に基いて実施しなければならない事務に要する経費)

第十条 地方公共団体又は地方公共団体の機関が法令に基いて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に係る事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある左の各号の一に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

(一号省略)

二 生活保護に要する経費

三 保健所に要する経費

四 結核、法定伝染病、性病、寄生虫及びびらいの予防に要する経費

(五号―七号省略)

七の二 母子相談員に要する経費

七の三 婦人相談所及び婦人相談員に要する経費

八 妊娠婦及び乳幼児の保健指導、母子手帳、児童相談所、児童一時保護所、身体障害児の保護、児童福祉施設並びに里親に要する経費

(八号の二省略)

九 職業補導所に要する経費

(十号—二十六号省略)

25 売春取締条例一覽

(昭和三十一年三月一四日現在)

都府県条例

都府県名	条 例 の 件 名	制定又は公布年月日	番 号	取 締 事 項
1 東京	売春等取締条例	昭和二十四・五・三一 二五・一二・二八(改正)	条例第五八号 九四	一、二、三、四、五
2 宮城	売淫等の取締条例	二三・七・六	四一	一、二、三、四、五、六
3 新潟	新潟県売いん等処罰に関する条例	二三・一〇・二七	三五	一、二、四、五、六
4 群馬	売いん取締条例	二四・八・二三	三七	一、二、四、五、六
5 広島	売いん取締条例	二五・八・一四	四八	三、四、五、六
6 埼玉	売春等取締条例	二六・一・一一 二七・七・一五(改正)	五三	一、三、四、五、六
7 栃木	街頭その他における売春等の取締に関する条例	二六・三・二〇	一一	三、四、五

市 条 例

12	11	10	9	8
静岡岡	岐阜卓	佐賀	山梨	福岡
静岡県売春取締条例	岐阜県売淫勧誘行為等取締条例	風紀取締条例	山梨県風俗保安条例	福岡県風紀取締条例
"	"	"	"	"
二八・一〇・一三	二八・一〇・三	二七・八・二九	二七・六・一三	二七・一・一〇
"	"	"	"	"
五九	三九	六九	一六	三
三、四、五	三、四	三、四、五	一、二、三、四、五	三、四、五

9	8	7	6	5	4	3	2	1
西宮	富士吉田	津久見	岩国	神戸	奈良	甲府	佐世保	大阪
売いん等取締条例	富士吉田市風俗保安条例	街頭における売春勧誘等の取締条例	売春等取締条例	売いん等取締条例	街路等における売春勧誘行為等の取締条例	甲府市風俗保安条例	佐世保市風俗取締条例	街路等における売春勧誘行為等の取締条例
"	"	"	"	"	"	"	"	昭和二五・一二・一
二六・九・二九	二六・九・四	二六・八・三一	二六・六・二一	二六・五・二八	二六・二・一四	二五・一二・一五	二五・一二・一八 二五・一二・二八(改正)	二五・一二・一八
"	"	"	"	"	"	"	"	条例第六八号
四三	六七	八六	二一	四一	二	四〇	四三 四七	三、四、五
一、三、四、五、六	三、四	一、二、三、四	三、四、五	三、四、五	三、四	三、四	三、四、五	三、四

26	池田	池田市風紀取締條例	〃	二九・二・一五	〃	一	三、四、五
25	豊中	風紀取締條例	〃	二六・一〇・二五 (改正)	〃	四三	一、二、三、四、五
24	守口	売春勧誘行為等取締條例	〃	二八・九・二四	〃	一一	三、四、五
23	岡山	売春等取締條例	〃	二八・八・四	〃	四八	三、四、五
22	札幌	札幌市風紀取締條例	〃	二八・三・一七	〃	二〇	三、四、五
21	市川	売春等取締條例	〃	二七・一二・四	〃	三五	一、二、三、四、五、六
20	八戸	街娼取締條例	〃	二七・九・一	〃	四二	三、四、五
19	鎌倉	鎌倉市美化條例	〃	二七・八・一	〃	二一	一、三、四、五
18	加古川	加古川市條例第十三号	〃	二七・七・八	〃	一三	三、四、五
17	京都	風紀取締條例	〃	二七・五・三一	〃	一一	三、四、五
16	姫路	売いん等取締條例	〃	二七・四・一	〃	五	三、四、五
15	尼崎	売春等取締條例	〃	二七・二・一二	〃	四	一、三、四、五、六
14	横須賀	風紀取締條例	〃	二六・一二・二一	〃	七三	一、三、四、五
13	小樽	小樽市風紀取締條例	〃	二六・一二・一	〃	五五	三、四、五
12	熊本	風紀取締條例	〃	二六・一一・八	〃	五〇	三、四
11	函館	函館市風紀取締條例	〃	二六・一〇・二六	〃	三四	三、四、五
10	横浜	横浜市風紀取締條例	〃	二六・一〇・一	〃	四八	一、二、三、四、五

27	茅ヶ崎	風紀取締条例	二九・三・二六	一一	三、四、五、六
28	川崎	川崎市風紀取締条例	二九・四・一	九	一、二、三、四、五
29	防府	防府市風紀取締条例	二九・六・一	二六	三、四、五
30	川西	街路等における売春勧誘行為等の取締条例	二六・二・二八 二九・八・一	告示 二五	三、四
31	別府	街頭における売春勧誘等の取締条例	二四・八・二〇 三〇・一〇・二〇(改正)	条例 二五	三、四、五
32	守山	守山市風紀取締条例	三〇・一一・二五	四二	三、四、五、六

町 条 例

1	(北海道)千歳	千歳町風紀取締条例	昭和二六・六・二一 二八・九・九(改正)	条例第一六号 二四	三、四、五
2	(長野)軽井沢	軽井沢町売春取締条例	二六・七・一	一六	一、二、三、四、五
3	(青森)大沢	売淫及風紀取締条例	二六・一一・一五 二九・二・一九(改正)	六九	一、二、三、四、五、六
4	(東京)福生	福生町風紀取締条例	二八・一一・五	一〇	一、五、六
5	(東京)砂川	砂川村風紀取締条例	二八・一二・二一	二六	一、五、六
6	(山梨)中野	中野村風俗並びに売淫等取締条例	二五・六・二七	告示第一六号	異例

註 (1) 取締事項欄の数字は次の内容についての処罰規定があることを示す。

- 一 売春行為 二 売春の相手方となる行為 三 売春婦が勧誘する行為 四 売春あつ旋の目的で行う直接間接の客引、見張、援助及取締妨害等の行為 五 場所の提供 六 特殊関係(親族業務雇用等)を利用して売春をさせる行為。

(2) 性交類似行為をも取締っているもの

栃木県条例、福岡県条例、佐賀県条例、大阪市条例、豊中市条例、神戸市条例、西宮市条例、奈良市条例、尼崎市条例、姫路市条例、京都市条例、岡山市条例、防府市条例、川崎市条例、池田市条例、加古川市条例、守口市条例、川西市条例。
昭和三十三年四月一日以降のこれらの条例の失効の規定については、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）附則第四項および第五項参照。

26 売春等取締条例

（昭和二四、五、三一東京都条例第五八号）
（改正同二五、一二、二八同 第九四号）

第一条 この条例において売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

第二条 売春をした者又はその相手方となつた者は、五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 道路その他公の場所において、売春の目的をもつて、立ちどまつたり、うろついたり他人の身邊につきまゝつたりして相手方を誘つた者は三千円以下の罰金又は拘留に処する。

3 常習として売春をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三条 売春をなさしめるため対価を受け又は受ける約束で場所を提供した者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四条 売春をさせる目的で女子を自己又は他人の管理の下におき、若しくは男子を誘つて売春婦と性交することを勧める客引をなした者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五条 第三条又は第四条の罪を犯したものに對しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

27 街路等における売春勧誘行為等の取締条例

(昭和二五、一二、一)
大阪市条例第六八号

第一条 この条例において売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をする事をいう。

第二条 売春の目的で街路その他公の場所において、他人の身邊につきまったり又は誘ったりした者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

売春をあっせんする目的で前項の行為をした者は六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三条 前条の行為をさせることを目的として行為者に対する経済的援助、指導的役割、取締に対する見張若しくは妨害等の行為をした者は六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四条 常習として第二条第二項及び前条の行為をした者は一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五条 前三条の罪を犯した者に対しては情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

28 喫茶店営業等の深夜営業の取締に関する条例

(昭和三一、八)
東京都条例第六〇号

(目的)

第一条 この条例は、喫茶店営業等の深夜の営業を規制し、もって環境衛生の向上及び風俗のじゅん化に寄与することを目的

とする。

(用語の意義)

第二条 この条例において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 喫茶店営業等 喫茶店、サロン、バー、レストランその他設備を設け客に飲食させる営業をいう。ただし、風俗営業取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）または旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）の適用を受ける営業及び移動飲食店その他知事が指定する営業を除く。

二 深夜 午後十一時から翌日日出前までの間をいう。

(届出)

第三条 深夜に喫茶店営業等を営もうとする者は、営業所ごとに、その営業を開始する日の十日前までに次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 二 営業所の所在地、営業の種類及び名称または屋号
- 三 営業の開始年月日及び営業所の始業、終業の時刻
- 四 営業所の規模構造及び設備の概要
- 五 従業者の氏名生年月日
- 六 前各号のほか、知事が規定した事項

(更新の届出)

第四条 前条の届出をした営業者は、引き続き営業を営もうとするときは、三月ごとに更新の届出をしなければならない。

(届出済証)

第五條 知事は、前条の規定による届出を受理したときは、東京都規則で定める届出済証を交付する。

(営業所の設備)

第六條 喫茶店営業等の深夜における営業の設備は、次の各号によらなければならない。

- 一 客室の内部または、客席は、見とおしを妨げるような設備をしないこと。
- 二 いす、全体の高さは、床上八十センチメートル以下とすること。
- 三 善良な風俗をみだすおそれのある絵画、彫刻及び装飾等を掲示し、または設置しないこと。

(遵守事項)

第七條 喫茶店営業等を営む者及び営業に従事する者は、深夜においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 営業所内には、十八才未満の者を客として出入させないこと。
- 二 おおむね七・四平方メートル未満の客室を客に使用させないこと。
- 三 客室として使用中は、その室の出入口に施錠をし、またはさせないこと。
- 四 押入のある客室を客に使用させないこと。
- 五 客引をし、またはさせないこと。
- 六 営業所内に客を宿泊させないこと。
- 七 営業所内で、寝具またはこれに類するものを客に使用させないこと。
- 八 営業所内で、ダンス、ショウ、その他これに類する行為をし、またはさせないこと。
- 九 営業所内で、善良な風俗を害する行為をし、またはさせないこと。

十 料金及び税額を客の見易いところに表示すること。

十一 客のもともめない飲食物を提供し、またはさせないこと。

十二 第五条の規定による届出済証を営業所の店頭の見易い箇所に掲示しておくこと。

(関係公務員の立入調査)

第八条 関係公務員は、この条例の実施については、調査のため必要な限度において営業所その他関係のある場所に立ち入り、調査することができる。

2 前項の規定により立入調査をする関係公務員は、知事の定める証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(改造・撤去の命令)

第九条 知事は第六条に定める営業の設備の制限に違反した業者に対し、一月以内の期間を定め、その改造または撤去を命ずることができる。

(罰則)

第十条 第三条または第四条の規定に違反して、届出をなさずまたはいつわりの届出をした者は、拘留または科料に処する。

2 第六条または第七条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

3 第八条第一項の規定による関係公務員の立入調査を妨げまたは忌避した者は五千円以下の罰金に処する。

4 第九条の規定による知事の命令に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第十一条 法人の代表者、法人または人の代理人、使用人その他の従業者が、法人または人の営業に関し、第六条若しくは第

七条の違反行為をしたときまたは第八条第一項の規定による関係公務員の立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、その行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、前条の罰金刑を科する。

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

29 喫茶店営業等の深夜営業の取締に関する条例施行規則

(昭和三一、八
東京都規則第八一号) (抄)

(委任)

第一条 喫茶店営業等の深夜営業の取締に関する条例(昭和三十一年八月東京都条例第六十号。以下「条例」という。)第三条または第四条の規定による届出の受理及び第五条の規定による届出済証の交付に関する事務は、保健所長に委任する。

(証票)

第八条 警察官は、必要があるときは、条例第八条第一項の規定により立入調査をするものとし、この場合における同条第二項の証票は、警察手帳とする。

六

売春対策審議会以前の協議会について

1 売春問題対策協議会（仮称）について

（昭二八、一二、一八）
閣議了解

売春問題が、黙過し難い現状にあるのに鑑みて、政府は、売春問題対策協議会（仮称）を設置し、売春行為等の防止及びその取締、並びに売春婦の更生保護等売春に関する諸般の問題を検討し、これに関する立法その他総合的根本対策を協議するものとする。

備考

昭三〇、一〇、六 廃止

売春問題対策協議会設置要綱

- 一、売春問題対策協議会（以下「協議会」という。）を内閣に設け、その庶務は、法務省において処理する。
- 二、協議会は、法令に基く機関ではなく、閣議了解に基く事実上の協議機関とする。
- 三、協議会は、売春行為等の防止及びその取締並びに売春婦の更生保護等売春に関する諸般の問題を検討し、これに関する立法その他総合的根本対策を協議する。
- 四、協議会は、売春問題に関し、内閣総理大臣その他関係行政各機関に対し、意見を述べることができる。
- 五、協議会の委員は、一五名以内（有識者八名以内、関係行政機関の職員七名以内）とし、内閣総理大臣において委嘱する。
- 六、協議会に会長及び副会長各一名を置き、委員の互選によって、これを定める。
- 七、協議会に幹事若干名をおく。

売春問題対策協議会委員名簿

矯風会副会頭	東大名誉教授	新聞協会事務局長	作家	弁護士	評論家	弁護士	全国地域婦人団体連絡協議会理事長	内閣官房副長官	法務事務次官	文部事務次官	厚生事務次官	労働事務次官	警察庁長官	警視総監	備考
○印は会長	○印は副会長														

2 いわゆる売春問題対策について

久布	高橋	津田	平林	正岡	山村	山崎	田中	清原	田中	木村	斉藤	斉藤	江口
白落	正	た	花	し	榮	義	忠	邦	二	吉	郎	男	一
実	明	夫	子	亮	子	佐	り	一	一	男	郎	吉	昇
留	昇	吉	郎	男	一	一	り	佐	子	亮	子	夫	明

(昭三〇、一〇、六 現在)

昭三〇、九、二

売春問題対策協議会会長山崎佐より
内閣総理大臣鳩山一郎あて

標記の件に関し、総合的根本対策を協議するため、昭和二十八年十二月十八日閣議了解の下に設置せられた当売春問題対策

協議会は、売春行為等の防止及びその取締並びに売春婦の更生保護等売春に関する諸般の問題を検討した結果、総合的単独立法の必要ありと認め、該法案（仮称売春等の防止及び処分に関する法律案）の要領に参考資料を添えてここに答申する。

参考資料

第四次要綱案

転落防止及び保護更生に関する行政機構及び施設について（省略）

婦人の転落防止及び保護更生対策要綱案（省略）

会長報告（省略）

小委員長報告（省略）

（要　　領）

売春等の防止及び処分に關する要領

第一　主として刑事処分に關する部分

一　法律の目的に關し、「売春等の防止及びその取締並びに売春婦の更生保護を図ることによつて、婦女の地位及び福祉を擁護するとともに、善良の風俗を維持し、もつて社会秩序の健全な発達に寄与することである」旨を明らかにする。

二　「売春」とは、婦女が対償を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいうものとする。

三　（一） 売春をすること

（二） 売春の相手方となること

（三） 売春の勧誘、周せんをすること

(4) 売春の場所を提供すること

(5) 欺罔或は困惑等の手段により、又は親族、業務等特殊の關係を利用して売春をさせること

(6) 売春をさせる契約の申込又は承諾をすること

(7) い、家の経営又は管理をすること

(8) ⑤の行為をした者が当該売春の対償の全部若しくは一部を收受、要求、約束すること

(9) 営利の目的で、婦女に淫行をさせることを内容とする契約の申込又は承諾すること

等につき、明文をもってこれを禁止する旨を明かにする。(但し、(8)については(5)の刑の加重原因行為であり、(9)は(6)と同類型行為であるから、特に明文をもって禁止する旨を明かにすることなく、(5)(6)の罰条の規定に併せて規定することになる)

四 右禁止規定の違反に対しては、刑罰を科するものとする。但し、売春婦については、悪質者を除き保安処分に付するものとする。

なお、法律の目的に照し、いわゆる貸座敷、置屋、その他これに類似するもの等し、家の経営、管理等婦女の地位・福祉を阻害すること甚しい違反行為に対しては、嚴罰をもって臨むものとする。

五 刑罰規定の適用に関し、その実効を確保するため、場所の提供、い、家の経営、売春の対償の收受行為につき、立証を容易ならしめる適當なる推定規定を考慮する。

六 保安処分は、保護觀察処分及び矯正処分の二種類とし、家庭裁判所がこれを言い渡すものとする。

七 保護觀察処分は、犯罪者予防更生法に定める保護觀察所が同法の規定に従いこれを行うものとする。

八 矯正処分の執行に関し、収容施設(仮称婦人矯正院)、その管理、矯正教育、その他処遇につき必要なる基本的規定を置

くものとする。

九 矯正処分の期間は、相対的不定期とし、仮退院、戻し収容、退院につき必要なる規定を置くものとする。

一〇 退院及び仮退院の決定又は仮退院中の保護観察については、犯罪者予防更生法に定める地方更生保護委員会又は保護観察所が関係行政機関と緊密なる連絡をとってこれを行うものとする。

一一 売春行為者が少年である場合の処理手続については、少年に関する法令を適用するものとし、検察官は、成人である場合についても、少年の場合に準じ、すべて家庭裁判所に送致するものとし、家庭裁判所より刑事処分相当としていわゆる逆送を受けた場合にのみ、一般刑事手続に則り処分することができるものとする。

その他成人の売春婦に対する家庭裁判所における処理については、少年法に準じた規定を置くものとする。

一二 家庭裁判所は、前項成人の売春婦につき、検察官へ逆送する場合を除き保安処分に付するか否かにつき決定をし、保安処分に付さない場合は、婦人相談所（仮称）引渡すものとする。

一三 成人の売春婦に対しても、その罪について、人の資格に関する法令の適用に関しては、少年法第六十条に準じた規定を置くものとする。

一四 売春婦につき、売春事件と一般刑事事件とが競合する場合、保護観察処分、矯正処分、刑事処分が競合する場合に関しこの法律の目的に照応した調整の規定を置くものとする。

一五 必要なる経過規定を置くものとする。

第二 売春婦への転落防止及び保護更生に関する部分

一 対象となる婦女は

(一) 家庭裁判所において任意補導を相当と認めて引き渡した者

(二) 一般行政機関、社会福祉関係施設等において発見し、又は相談を受けた者であつてその性向又は環境に照らして売春を行う虞れのある者とする。

二 転落防止及び保護更生の実施は、既存の一般行政機関、社会福祉関係施設の利用或は拡充によりこれを行うことを原則とし、統一的処理を期するため、都道府県毎に、調査、鑑別、健康診断、相談、補導を行う機関（婦人相談所）を設置し、これに一時収容施設を附置する。

前項の機関には、支所、出張所（駅前相談所を含む。）を設けることができるものとする。

三 右統一的機関には、その事務を処理するため専任職員（国家公務員又は地方公務員）を置き、なお、その補助機関として婦人補導員（仮称）制度を設けるものとする。

四 右統一的機関は

(一) 当該婦女につき、職業厚生が可能なる者については相応の労働関係機関、たとえば、公共職業安定所、公共職業補導所等に連絡する。なお、自ら生活指導、環境の整備等を行う。

(二) 当該婦女につき、収容を必要とする者については、相応の婦人保護施設（たとえば、長期収容を必要とする場合には婦人保護寮、比較的短期の収容を目的とする場合には婦人更生寮及び寮外通勤者の収容を主とする場合には婦人ホーム）へ送る。

(三) 当該婦女及びその家庭につき生活保護を必要とするときは、福祉事務所に連絡する。

(四) その他転落防止或は保護更生諸機関、たとえば、婦人少年室協助力、民生委員、児童委員、人権擁護委員、保護司等の協力を求めることができるものとする。

五 前記統一機関の専任職員に対しては、基本的自由権との関係を考慮して合理的な範囲内において、質問をさせ、又は立入り調査を行わせることができるものとする。

六 転落防止及び保護更生に関する総合対策を審議するため、内閣に中央売春問題審議会、都道府県に地方売春問題審議会を設け、右審議会の性格は、内閣総理大臣又は都道府県知事の諮問機関とする。

第三 その他

一 本要領の実施に関し、取締機関、裁判機関、矯正保護機関、転落防止及び保護更生機関の受入れ態勢を整備するに必要な予算措置を講ずるものとする。

二 本要領の目的達成を容易ならしめるように、旅館、飲食店等につき既存の関係法令の改正その他必要な措置を講ずる。又、性病対策についても、性病予防法の改正その他遺憾なき措置を講ずるよう考慮する。

第四次 要綱案

売春等の防止及び処分に関する法律案要綱

(第四次案)

一 主として刑事処分及び保安処分に関する部分について一

第一章 総則

(目的)

一 この法律は、売春等の防止及びその取締並びに売春婦の更生保護を図ることによって、婦女の地位及び福祉を擁護するとともに、善良の風俗を維持し、もって社会秩序の健全な発達に寄与することを目的とすること。

(定義)

二 この法律で「売春」とは、婦女が対象を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいうものとする。

第二章 禁止

(売春婦)

三 何人も、売春をし、又は売春の目的で人をその相手方となるように勧誘してはならないものとする。

(売春の相手方)

四 何人も、売春の相手方となつてはならないものとする。

(売春の周せん等)

五 何人も、売春の周せんをし、又は売春の周せんをする目的で、人を売春の相手方となるように勧誘してはならないものとする。

(売春の場所の提供)

六 何人も、売春の場所を提供してはならないものとする。

(売春をさせる行為)

七 何人も、人を欺き、又は困惑させて売春をさせてはならないものとする。

2 親族、業務、雇傭、組織その他特殊の關係にある者がその關係を利用して売春をさせてはならないものとする。

(売春をさせる契約)

八 何人も、婦女に売春をさせることを内容とする契約の申込又は承諾をしてはならないものとする。

(し、よう、家の経営又は管理)

九 何人も、し、よう、家(売春婦を抱え、売春をさせることを業とするもの)を経営し、又は管理してはならないものとする。

第三章 刑事処分

一〇 三（「売春婦」）に違反した者は、保安処分に付する。但し三に違反して三年を経過した者については、保安処分に付することができないものとする。

2 この法律により、保安処分又は保護処分に処せられること十年以内に三回以上の者に対しては、年以下の懲役又は

円以下の罰金に処することができるとし、この罪についてのみ懲役刑をもって処断すべきときは、その刑の範圍内において長期と短期を定めて言い渡すものとする。

3 懲役刑の執行猶予の言渡をする場合には、前項後段の規定はこれを適用しないものとする。

4 懲役刑の言渡を受けた者には、その刑の短期の三分の一を経過した後、仮出獄を許すことができるものとする。

5 懲役刑の言渡を受けた者が、仮出獄を許された後その処分を取り消されなくて、仮出獄前に刑の執行を受けた期間と同一の期間又はその刑の長期を経過したときは、そのいずれか早い時期において刑の執行を受け終つたものとする。

一一 四（「売春の相手方」）に違反した者は、年以下の懲役又は 円以下の罰金に処するものとする。

一二 五（「売春の周せん等」）に違反した者は、年以下の懲役又は 円以下の罰金に処するものとする。

一三 六（「売春の場所の提供」）に違反した者は、年以下の懲役又は 円以下の罰金に処するものとする。

2 六の違反については、売春の行われたことを知らないことを理由としてその処罰を免れることができない。但し、過失のないときはこの限りでないものとする。

一四 七（「売春をさせる行為」）の一項に違反した者は、年以下の懲役又は 円以下の罰金に処するものとする。

2 七の二項に違反したときの罰も、前項と同様とするものとする。

一五 一四の一項及び二項の罪を犯した者が、当該売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、
年以下の懲役又は 円以下の罰金に処するものとする。

一五の二 前項の場合において、当該売春婦と同棲し又は常習的にこれと共に居り、且つ、明らかな生活の資を有しないときは、当該売春の対償の全部若しくは一部を收受したものと推定されるものとする。

一六 八（「売春をさせる契約」）に違反した者は、
年以下の懲役又は 円以下の罰金に処するものとし、但し、その契約の申込又は承諾をした者が当該婦女であるときは、その者については、刑を免除するものとする。

2 営利の目的で、婦女に（不特定の相手方と）淫行をさせることを内容とする契約の申込又は承諾をした者の罰も、前項と同様とするものとする。

一七 しよう、家を経営した者は、
年以下の懲役又は 円以下の罰金に処するものとする。

2 営利の目的で、しよう、家を管理した者も、前項の罰と同様とするものとする。

3 一項の違反については、一定の施設において相当期間売春が行われ、且つ、当該売春の対償を收受した者は、しよう、家を経営した者と看做するものとする。

（両罰）

一八 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、一六及び一七の罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科するものとする。

一九 一二から一七までの罪を犯した者に対しては、情状により、懲役及び罰金を併科することができるものとする。

保安処分

（保安処分の種類）

一 保安処分は、保護観察処分及び矯正処分の二種類とし、（原則として）家庭裁判所がこれを言い渡すものとする。（保護観察処分の種類）

二 保護観察処分は、犯罪者予防更生法第十八条に定める保護観察所が同法の規定に従いこれを行うものとする。

（競合する処分の調整）

三 保護観察処分の執行中本人に対し有罪判決が確定したときは、保護観察処分の言渡をした家庭裁判所は、相当と認めるときは決定をもって、その保護観察処分を取り消すことができるものとする。

2 保護観察処分の執行中本人に対して新たな保護観察処分又は矯正処分の言渡があつたときは、前の保護観察処分をした家庭裁判所の意見をきいて、決定をもって、そのいずれかの処分を取り消すことができるものとする。

（保護観察処分と刑の執行）

四 保護観察処分は、刑の言渡を受けた者に対しては、その刑の執行終了後引続きこれを執行するものとする。

（矯正処分に付せられた者の収容）

五 矯正処分に付せられた者は、成人についてはこの法律の定める婦人矯正院に、又少年については少年院に収容し、矯正の目的を達するための必要な措置を講ずるものとする。

（不定期矯正処分、仮退院等）

六 矯正処分の期間は、成人については、長期を 年とし、短期を 月として、その範囲内において、長期と短期とを定めて言い渡すものとする。

2 矯正処分に付せられた者には、その短期の六分の一の期間を経過した後は、仮退院を許すことができるものとする。

3 矯正処分に付され仮退院を許されている者については、犯罪者予防更生法に定める保護観察所の保護に委ねるものとする。

4 仮退院中の者が、遵守すべき事項を遵守しなかつたとき、又は遵守しない虞があるときは、地方更生保護委員会は、保護観察所の長の申出により、その者に対し矯正処分と言渡をした家庭裁判所に対し、長期に達するまで一定の期間、これを婦人矯正院に戻して収容すべき旨の決定を申請することが出来る。この家庭裁判所のなす決定は、審理を経た後にするものとし、その審理については、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を有する者及び当該婦人相談所の職員の意見をきかなければならないものとする。

5 矯正処分につせられた者が、仮退院を許された後、前項の処分によつて再び収容されることなく仮退院前に執行を受けた期間と同一の期間又はその長期を経過したときは、そのいずれか早い時期において、その執行を受け終つたものとする。

6 少年については、少年法及び少年院法の定める所によるものとする。

(矯正処分と刑の執行)

七 矯正処分は、刑の言渡を受けた者に対しては、その刑の執行終了後引続きこれを執行するものとする。

(退院)

八 矯正処分につせられた者は、婦人矯正院の長の申請に基き、犯罪者予防更生法第十二条に定める地方更生保護委員会が同法の規定に従つて行ふ処分により退院（仮退院を含む。）させるものとする。

(保安処分の執行免除)

九 刑の執行により保安処分の執行の必要がなくなつたときは、家庭裁判所は、当該保安処分の執行を免除することが出来るものとする。

2 矯正処分の執行中本人に対して、新たな矯正処分又は保護観察処分の言渡があつたときは、前の矯正処分の言渡をした家庭裁判所等の意見をきいて、決定をもつて、いずれかの処分を取り消すことができるものとする。

(矯正処分の失効)

- 一〇 矯正処分の言渡があつた後、執行をしないで三年を経過したときは、家庭裁判所の許可を得なければこれを執行することができないものとする。

2 懲役、禁錮、拘留又は滞納留置の執行中に係る期間は、これを前項の期間に算入しないものとする。

(婦女矯正院の目的、少年院法の準用)

- 一一 婦人矯正院は、家庭裁判所において矯正処分に付せられた成人を收容し、これに矯正教育を授ける施設とし、管理、累進処遇、賞与、懲戒、領置、移送、援助の要求、連れ戻し、同行の場合の仮收容、歸住旅費、死亡者の遺留金品、逃走者の遺留金品に關しては少年院法の各該当法条を準用するものとする。

(矯正教育)

- 一二 婦人矯正院の矯正教育は、在院者に婦人の自由と尊嚴を自覺せしめ道德的觀念の高揚、衛生思想の向上を図り、もつて社会生活に適応させるため、その自覺に訴え規律ある生活のもとに職業教育を行うものとする。

(矯正教育に關する事項への勧告)

- 一三 婦人矯正院の長は、在院者に対する矯正教育に關する事項については、労働大臣、厚生大臣及び文部大臣の勧告に従わなければならないものとする。

- 2 婦人矯正院の長は、矯正教育に關し必要と認める場合には、技術等の修得の事實を証する証明書を發行することができ、ものとする。

(收容継続)

- 一四 婦人矯正院の長は、当該在院者に対し言い渡された矯正処分の期間の長期が到来してもなお心身の故障がある等の事由

により婦人矯正院から退院させるに不適當であると認めるときは、当該矯正処分の言渡をした家庭裁判所に対してその収容を継続すべき旨の決定の申請をしなければならないものとする。

2 前項の申請を受理した裁判所は、その審理にあたり、医学、心理学、教育学、社会学、その他の専門的知識を有する者及び本人を収容中の婦人矯正院の職員の意見をきかなければならないものとする。

3 家庭裁判所は、本人が第一項の状況にあると認めるときは、期間を定めて、収容を継続すべき旨の決定をしなければならない。但し、この期間はさきに言渡された期間を通算して 年を超えてはならないものとする。

4 婦人矯正院の長が家庭裁判所に対し、在院者の収容を継続すべき旨の決定の申請をした場合には、当該在院者に対し言渡された矯正処分の期間の長期が到来しても裁判所からの決定の通知があるまで収容を継続することができるものとする。

(処遇に関する事項)

一五 この法律で定めるもののほか、性病の治療、出産、携帯乳児に関する処置等、在院者の処遇に関し必要な事項は命令でこれを定めるものとする。

2 婦人矯正院の長は、法務大臣の認可を受けて在院者の処遇に関する細則を定めることができるものとする。

(女子更生少年院の目的と種類)

一六 女子更生少年院は、家庭裁判所において女子更生少年院送致の処分に付せられた少年を収容し、これに矯正教育を授ける施設とし、初等、中等、特別、医療の四種類とすること。

(管理処遇等)

一七 女子更生少年院の管理、在院者の処遇等については、少年院法第二条第二項から第五項、第三条から第十七条の五まで

の規定を準用するものとする。

手続

(準拠法例)

一 成人の売春婦の刑事事件については、この法律で定めるもののほか、一般の例によるものとする。

(検察官の送致)

二 検察官は、成人の売春（売春の目的で人をその相手方となるように勧誘した行為も含む。）被疑事件について捜査を遂げた結果犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならないものとする。

(事件の回付)

三 家庭裁判所（婦人部）は、調査の結果本人が少年であることが判明したときは、決定をもって事件を家庭裁判所（少年部）に回付しなければならないものとする。

(検察官への送致)

四 家庭裁判所は、調査の結果その罪質及び情状に照して刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならないものとする。

(審判開始後保安処分に付さない場合の処置等)

五 家庭裁判所は、審判の結果、保安処分に付することができず、又は保安処分に付する必要があると認めるときは、その旨の決定をしなければならないものとする。

六 前項の場合において、家庭裁判所は、任意補導を相当と認めるときは、その者を婦人相談所に引き渡すことができるものとする。

(保安処分の言渡)

六 家庭裁判所は、五の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもって、保安処分を言い渡さなければならないものとする。

2 保安処分においては、保護観察所又は婦人矯正院の長をして、家庭その他の環境調整に関する措置を行わせることができるものとする。

(家庭裁判所調査官の観察)

七 家庭裁判所は、保安処分を決定するための必要があると認めるときは、決定をもって、相当の期間、家庭裁判所調査官の観察に付することができるものとする。

2 家庭裁判所は、前項の観察とあわせて、次の措置をとることができるものとする。

一 遵守事項を定めてその履行を命ずること

二 条件をつけて親族に引き渡すこと

三 適当な施設、団体又は個人に補導を委託すること

(決定の執行)

八 家庭裁判所は、婦人鑑別所送致、婦人鑑別所送致の場合の仮收容、検察官への送致及び保安処分の決定をしたときは、家庭裁判所調査官、裁判所書記官、法務事務官、法務教官、警察職員、保護観察官又は婦人委員をして、その決定を執行させることができるものとする。

2 家庭裁判所は、前項の決定を執行するため必要があるときは、本人に対して、呼出状を発することができるものとする。

3 同行状の発布及びその執行については、少年法第二十六條第三項から第五項までの規定を準用するものとする。

4 同行状を執行する場合には、合理的に必要と判断される限度において、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、その者の搜索をすることができるとすること。

(婦人鑑別所収容の一時継続)

九 家庭裁判所は、婦人鑑別所送致の措置がとられている事件について、審判を開始しない旨の決定、検察官への送致決定、審判開始後保安処分につきない旨又は付する旨の決定をそれぞれする場合において、必要と認めるときは、決定をもって、本人を引続き七日を超えない相当期間婦人鑑別所に収容することができるとすること。

(同行状執行の場合の仮収容)

一〇 婦人矯正院送致の決定を受けた者に対して同行状を執行する場合において、必要があるときは、その者を仮に最寄の婦人鑑別所に収容することができるとすること。

(人の資格に関する法令の適用)

一一 売春の罪により刑に処せられてその執行を受け終り、又は執行の免除を受けた者は、その罪に関しては、人の資格に関する法令の適用について将来に向つて刑の言渡を受けなかったものとみなすものとする。

二 刑の執行猶予を受けた者は、その猶予期間中、刑の執行を受け終つたものとみなして、前項の規定を適用するものとする。

三 前項の場合において、刑の執行猶予の言渡を取り消されたときは、人の資格に関する法令の適用については、その取り消されたとき、刑の言渡があつたものとみなすものとする。

(少年法の準用)

一二 少年法第四条、第五条、第八条から第十七条の二まで(第十六条第一項に必要な援助をする者として、婦人委員、婦人相談所職員を加える。第十七条、第十七条の二の少年鑑別所は、婦人鑑別所と、それぞれ、読みかえるものとする。以下同

じ。第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十四条の二、第二十七条の二から第三十六条まで、第四十三条から第四十六条まで、第四十八条、第五十三条の各規定は、その性質に反しない限り、これを準用するものとする。

(移送)

一三 裁判所は、事実審理の結果、売春事件につき被告人を保安処分にするのが相当であると認めるときは、決定をもって当該事件を家庭裁判所に移送しなければならないものとする。

(少年の売春婦に対する手続)

一四 少年の売春婦については、少年に関する法令を適用するものとする。但し、少年法第二十条の規定により事件を検察官に送致すべき場合において、本人につき売春の罪と他の刑事犯罪とが競合するときは、家庭裁判所は、いずれの罪につき刑事処分を相当とするかを決定し、当該事件のみを検察官に送致するとともに、他の事件については、同法第二十三条の不処分に付するものとする。

〔対案〕 少年の売春婦については、少年に関する法令を適用するものとする。

附則

一 この法律は、原則として、公布の日より施行する。但し、第三章（刑事処分）一七については、一定の猶予期間を設けるものとする。

二 必要な経過規定を設けるものとする。

3 売春問題連絡協議会の設置について

(昭和三〇、一〇、二八)
閣議決定

売春問題に関し、緊急に法律案を立案する必要があるので、左記の要領により、売春問題連絡協議会（以下「協議会」といふ。）を設置する。

記

一、協議会は、内閣に設け、閣議決定に基づく事実上の機関とする。

二、協議会の構成員は、左のとおりとする。

内閣官房副長官のうちから内閣官房長官が指名する者一人

法制局次長

内閣総理大臣官房審議室統轄参事官

法務省刑事局長

法務省矯正局長

法務省保護局長

法務省人權擁護局長

大蔵省主計局長

文部省社会教育局長

厚生省公衆衛生局長

厚生省社会局長

厚生省児童局長

労働省婦人少年局長

警察庁刑事部長

最高裁判所事務総局刑事局長

最高裁判所事務総局家庭局長

警視庁防犯部長

三、協議会の議長は、構成員たる内閣官房副長官とする。

議長は、会議を招集し、議事を統轄する。

四、協議会の庶務は、議長の定めるところにより、内閣総理大臣官房及び法務省においてつかさどる。

備考 昭三一、三、二〇廃止

4 売いん防止法（仮称）要綱案

（売春問題連絡協議会）

（勧誘等）

一、売いんの目的をもつて、公衆の目に触れるような方法で、人をその相手方となるように勧誘した者は、………に処するものとする。

2 売いんの周せんとし、又は売いんの周せんをする目的で、人を売いんの相手方となるように勧誘した者は、………に処するものとする。

3 売いん又はその周せんをする目的をもって、道路その他公の場所で、人の身边に立ちふさがり又はつきまとった者は、………に処するものとする。

(場所の提供)

二、売いんを行う場所を提供した者は、………に処するものとする。

(困惑等による売いん)

三、婦女を欺き、又は困惑させて売いんをさせた者は、………に処するものとする。

(特殊関係の利用)

四、親族、業務、雇用その他特殊の関係にある者がその影響力を利用して売いんをさせたときは、………に処するものとする。

2 前項の関係にある者がその影響力を利用して、売いんの対償の全部若しくは一部を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、………に処するものとする。

(前貸等)

五、売いんをさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、………に処するものとする。

(売いんをさせる契約)

六、婦女に売いんをさせることを内容とする契約の申込又は承諾をした者は、………に処するものとする。

(施設の経営等)

七、売いんを行う場所を提供することを目的とする施設を経営し、又は管理した者は、………に処するものとする。

2 婦女を居住させ、これに売いんをさせることを業とする者の罰も、前項と同様とするものとする。

(資金の供与等)

八、情を知つて、七の第一項の施設の経営に要する資金を供与し、又は土地若しくは建物を提供した者は、………に処するものとする。

(両罰)

九、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、六から八までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科するものとする。

(併科)

一〇、各本条の罪を犯した者に対しては、情状により、懲役及び罰金を併科することができるものとする。

附則

一、施行に猶予期間を置くものとする。

二、昭和二十二年勅令第九号を廃止するものとする。

三、売いんをすること及びその相手方となることの処罰については、条例に委ねるものとする。

5 売春防止法(仮称)の施行に伴う行政措置要綱案

(売春問題連絡協議会)

一 趣旨

売春対策として、法律による取締りの強化とともに、転落防止、保護更生対策を総合的に推進する必要があるため、関係

行政機関において次の行政措置を講ずるものとする。

二 措置

(一) 相談指導業務の強化

左の関係各機関において、この要綱の対象となる婦人（以下「対象者」という。）につき、それぞれ必要な措置を講ずるものとする。

1 婦人相談所（仮称）

イ 主要都市に、その都市を管轄する都道府県が設置する。

ロ 対象者に関する各般の問題につき相談に応じ、又は対象者及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、社会的及び職能的判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行う。

ハ 必要と認めた場合は、一時収容保護を行う。

（厚生省）

2 婦人相談員

イ 都道府県に、一定数の婦人相談員（非常勤）を置く。

ロ 都道府県知事の定める担当区域により、その指揮監督を受けて、対象者に関する各般の問題につき相談に応じ、又は対象者及びその家庭につき、必要な調査並びに指導を行う。

（厚生省）

3 福祉事務所

対象者に対し、必要に応じ、生活保護、母子福祉資金の貸付、世帯更生資金の貸付その他援護の措置を積極的に講ずる。

（厚生省）

4 児童相談所

対象者のうち、児童福祉法による措置をとることが適切であるものについては、児童福祉司、社会福祉主事及び児童委員による指導、児童福祉施設への入所措置その他の必要な措置を講ずる。

(厚生省)

5 婦人少年室

婦人少年室に婦人少年室協助員を増員し及び専門委員をあらたに配置して、対象者について、各般の問題につき相談に応じ、当面している問題の処理、生活指導その他の必要な措置を講じて、婦人の転落防止、保護更生をはかる。

(労働省)

6 婦人保護施設

対象者のうち、収容保護を適当とするものについては、婦人保護施設に収容して、必要な生活訓練、教養指導、職業訓練、授産就職の助成等を行い、もって、そのすみやかな更生をはかる。

(厚生省)

7 性病予防機関

性病病院、性病診療所、保健所等においては、関係機関と連絡の上、各施設を訪れた対象者のうち、性病罹患の疑いのあるものに対しては健康診断を受けさせ、又発見された患者に対しても適正な治療を実施し、もって身心共に健全な状態において更生せしめ、社会生活に復帰させる。

(厚生省)

8 協力機関

左に掲げるものは、婦人相談所、福祉事務所、児童相談所、婦人少年室と密接な連絡のもとに、対象者の早期発見につとめ、その相談に応じ、常時必要な指導を行うと共に、担当地区内の婦人の転落防止その他の一般的啓蒙活動を行う等この要綱実施のため積極的に協力する。

(関係各省)

イ 民生（児童）委員（民生委員法、児童福祉法）

ロ 婦人少年室協助力員

ハ 保護司（保護司法）

ニ 更生保護事業を営むもの（更生緊急保護法）

ホ 人権擁護委員（人権擁護委員法）

(二) 就職の助成

対象者のうち、働く意思と能力のあるものについては、次の措置を講ずるものとする。

（労働省）

1 職業のあっ旋

ただちに就職することの可能な者は、職業紹介によりてできるだけ就職させる。

2 職業の補導

必要な場合は、公共職業補導所の利用、婦人に適する補導種目の整備拡充等を行って、できるだけ就職に必要な技能を習得させる。

(三) 更生保護措置（事後における）の強化

1 更生保護相談室の設置

被疑者として受理した対象者の更生保護を円滑ならしめるため、各地方検察庁内に右相談室を特設し、保護観察所その他関係機関との連絡を密にし、必要に応じその職員の派遣、駐在を求め、当該対象者を資料をそえて保護観察所に送致するものとする。

（法務省）

2 保護観察所の活動強化

保護観察所において、検察庁その他関係機関の協力を得て、更生緊急保護法による更生保護の措置として当該対象者

の身上を調査し、当該対象者と共にその更生方針を定め、保護司の補導、宿泊所の供与、食事付宿泊の供与、衣料及び
 保護の援助を行い、或は帰住の援助等を行う措置を講ずるものとする。
 (法務省)

3 協力機関

左に掲げるものは、各地方検察庁における更生保護相談室、保護観察所の活動強化に協力するものとする。

(関係各省)

- イ 婦人相談所
- ロ 福祉事務所
- ハ 児童相談所
- ニ 婦人少年室
- ホ 婦人保護施設
- ヘ 児童福祉施設
- ト 民生(児童)委員、婦人少年室協助力員、人権擁護委員

(四) 未然防止措置の強化

不就学及び長欠児童、家出娘、問題世帯の女子、或いは、売春に陥り易い業態に働く女子の把握につとめ、これらの女子の保護指導並びにその家庭及び関係者に対する啓蒙を行い、必要に応じ、各種生活資金の貸付等を迅速に行つて身売りの防止に努め、又関係法規による監督指導を強化して売春の未然防止をはかるものとする。

(厚生省、労働省その他関係各省)

(四) 純潔教育の普及徹底

純潔教育の普及徹底をはかるため左に掲げる措置を講ずるものとする。

(文部省)

1 学校においては、教科、特別教育活動(教科以外の活動)及び児童生徒の生活指導を通じて実施する。

イ 教科としては、理科、家庭科、保健教育を中心として、男女交際の正しいあり方、家庭人としての自覚、健全な男女関係、遺伝、生理、性病予防等の教育内容によつて指導する。

ロ 特別教育活動、生活指導においては、学校内外における男女交際に関する正しい批判力を養い、そのあり方について指導する。

ハ 純潔教育に関する指導書、手引書を編集してその普及徹底につとめる。

ニ 学校の校長、教員、教育委員会の指導主事等を対象とする研究集会、講習会を開催する。

2 家庭、社会及び学校における青少年の生活指導、社会道義の高揚、環境改善等の社会教育活動を通じて純潔教育の普及徹底をはかる。

イ 社会教育講座、婦人学級、青年学級の内容として取り上げる。

ロ PTA及び婦人団体の学習内容として取り上げる。

ハ 家庭教育に関する研究集会を奨励する。

ニ 特に青少年期の指導と教育計画において教養施設、レクリエーション施設の充実、青少年グループの育成、成人式、成人祭等の意義の認識につとめ、併せて職業教育の振興をはかる。

(六) 啓蒙活動の展開

啓蒙活動を一層活発に行つて売春防止について社会一般及び対象者を啓蒙するものとする。

(労働省その他関係各省)

(七) 基地風紀問題対策の推進

駐留軍基地周辺における風紀問題については、右の各項の措置を講ずるほか、日米合同委員会及び日米地方連絡協議会を通じて、その対策を推進するものとする。

(外務省その他関係各省)

三、連絡の強化

右の各措置は、中央において、関係各省協力の上、売春対策審議会の意見を尊重して実施することとし、地方においては、都道府県の関係各機関及び国の出先機関相互の連絡を強化しその実效をあげるため、都道府県に、売春防止対策本部(仮称)をおくものとする。

(内閣、自治庁その他関係各省)

七
其
の
他

1 統計資料

- (一) 全国元春関係地域数、業者数及び従業員数（労働省調）
- (二) 全国元春婦数（厚生省調）

業者数及び従業婦数

(昭和31年 4月30日現在 労働省婦人少年局調)

春					Ⅱ 街 娼		Ⅲ 散 娼		街娼散娼合計	売春婦数
軍 基 地		小 計			日本人相手	外人相手	日本人相手	外人相手		総 計
業者	従業婦	地域	業者	従業婦						
71	393	45	663	2,462	726	0	0	0	726	3,188
133	1,006	19	396	2,017	0	150	0	40	190	2,207
0	0	13	131	493	0	0	0	0	0	493
20	100	15	189	757	180	1,000	100	0	1,280	2,037
1	3	43	524	1,160	10	0	120	0	130	1,290
9	29	28	393	949	△ 31		△ 6		37	986
0	0	53	688	1,889	※	※	※	※	※	1,889
0	0	84	1,061	2,036	0	0	0	0	0	2,036
0	0	44	828	1,745	0	0	0	0	0	1,745
0	0	47	536	1,223	※	367	※	※	367	1,590
311	483	48	846	1,807	0	320	0	100	420	2,227
32	96	34	560	1,540	0	0	0	0	0	1,540
217	1,685	77	4,585	13,299	2,200	800	2,100	700	5,800	19,099
1,926	4,055	74	3,527	9,419	621	774	0	0	1,395	10,814
0	0	75	1,032	2,215	△ 30		△ 283		313	2,528
0	0	34	503	1,544	200	0	0	0	200	1,744
0	0	35	580	1,598	0	0	0	0	0	1,598
0	0	14	229	727	0	0	0	0	0	727
10	60	15	289	1,057	100	20	151	0	271	1,328
0	0	112	2,247	4,978	0	0	0	0	0	4,978
40	180	34	680	2,536	122	80	※	※	202	2,738
218	953	86	1,579	4,829	(206)	(600)	(206)	(600)	806	5,635
17	199	97	1,857	5,566	300	130	1,500	500	2,430	7,996
0	0	37	431	1,513	0	0	0	0	0	1,513
17	156	10	202	523	0	300	※	※	300	823
0	0	34	1,856	3,319	△ 1,000				1,000	4,319
35	135	19	1,210	5,883	2,400	600	400	100	3,500	9,383
3	11	37	773	2,988	190	0	770	200	1,160	4,148
17	100	11	176	934	0	0	0	0	0	934
6	20	28	541	1,375	10	0	833	0	843	2,218
3	13	13	167	578	30	120	80	5	235	813
0	0	14	129	520	0	0	0	0	0	520
0	0	9	232	829	(50)	0	(50)	0	50	879
10	40	46	1,023	3,305	510	50	840	50	1,450	4,755
81	1,270	33	488	3,721	78	440	41	791	1,350	5,071
0	0	13	316	745	0	0	600	0	600	1,345
0	0	26	329	944	140	※	70	0	210	1,154
0	0	62	842	2,483	0	0	150	0	150	2,633
0	0	31	363	1,391	0	0	0	0	0	1,391
368	961	102	2,128	9,931	445	148	605	1,240	2,438	12,369
0	0	26	403	1,894	0	0	0	0	0	1,894
224	700	36	959	3,424	50	100	150	※	300	3,724
0	0	40	719	3,071	40	250	15	10	315	3,386
225	487	36	1,052	3,719	※	※	※	※	※	3,719
0	0	32	320	1,324	30	0	40	0	70	1,394
1	2	42	485	1,625	300	0	0	0	300	1,925
3,995	13,137	1,868	39,067	121,885	8,682	5,649	8,565	3,736	23,838	150,723

(144ページの注参照)

(一) 全国売春関係地域数、

項 目 県 名	組 織 売										駐 留
	特殊飲食店街			二業地及び三業地			特飲以外の集娯地			地 域	
	地域	業者	従業婦	地域	業者	従業婦	地域	業者	従業婦		
北海道	10	130	384	0	0	0	31	462	1,685	4	
	12	114	516	2	2	24	3	147	471	2	
	13	131	493	0	0	0	0	0	0	0	
	8	119	507	0	0	0	6	50	150	1	
青森	20	256	519	2	18	50	20	249	588	1	
	5	46	222	9	135	254	13	203	444	1	
山形	19	177	573	17	352	940	17	159	376	0	
	14	181	390	14	208	440	56	672	1,206	0	
	6	184	432	17	407	839	21	237	474	0	
	18	276	673	12	181	390	8	79	160	9	
福島	19	232	661	17	244	537	7	59	126	5	
	12	172	567	12	219	563	7	137	314	3	
	16	1,224	4,280	50	2,331	4,984	6	813	2,350	5	
	17	875	3,375	30	445	849	21	281	1,140	6	
茨城	18	171	524	57	861	1,691	×	×	×	0	
	34	503	1,544	0	0	0	0	0	0	0	
	17	338	889	10	167	562	8	75	147	0	
	9	162	566	5	67	161	0	0	0	0	
栃木	9	265	798	4	14	199	0	0	0	2	
	61	674	1,204	27	450	1,139	24	1,123	2,635	0	
	5	156	841	19	318	1,014	9	166	501	1	
	38	578	1,833	19	328	914	24	455	1,129	5	
群馬	39	725	2,649	40	540	1,744	17	575	974	1	
	30	331	1,340	7	100	173	0	0	0	0	
	7	161	325	2	24	42	0	0	0	1	
	14	1,087	2,305	12	761	941	8	8	73	4	
東京都	6	570	3,140	6	391	2,013	6	214	595	1	
	18	560	2,422	5	94	255	13	116	300	1	
	3	73	336	6	74	298	1	12	200	1	
	6	169	587	9	104	194	12	62	574	1	
千葉	4	83	261	6	48	185	2	33	119	1	
	9	93	314	5	36	206	0	0	0	0	
	9	232	829	0	0	0	0	0	0	0	
	29	673	2,143	2	9	63	13	331	1,059	2	
神奈川	24	316	1,870	3	59	298	3	32	283	3	
	2	100	344	6	82	142	5	134	259	0	
	12	177	564	1	27	45	13	125	335	0	
	4	82	335	2	34	188	56	726	1,960	0	
新潟	7	190	815	0	0	0	24	173	576	0	
	72	1,435	7,305	7	57	583	16	268	1,082	7	
	18	295	1,632	2	2	37	6	106	225	0	
	26	589	2,329	1	37	77	3	109	318	6	
長野	34	670	2,804	6	49	267	×	×	×	1	
	20	414	1,704	1	21	90	14	392	1,438	1	
	13	148	790	0	0	0	19	172	534	0	
	3	71	364	1	14	30	37	399	1,229	1	
鹿 児 島	3	71	364	1	14	30	37	399	1,229	1	
計	789	16,208	59,298	453	9,310	23,421	549	9,554	26,029	77	

数

年 9 月 1 日 厚生省公衆衛生局防疫課調査)

計○	芸妓及びこれに類する者			計	○印の計
	芸妓数	これに類する者	計		
A	B○	計	計	計	計
4,155	402	524	1,051	1,977	6,734
258	72	11	1,127	1,210	2,596
109	126	33	463	622	1,100
300	120	133	527	780	1,694
80	108	33	28	169	671
424	139	22	143	304	707
222	521	451	163	1,135	1,412
359	131	260	450	841	1,331
722	360	330		690	1,475
160	169	390		559	1,281
145	412	174	169	755	2,060
1,349	200	387	510	1,097	2,938
19,600	2,400	2,070		4,470	31,540
2,270	459	603		1,062	7,962
163	1,046	734	210	1,990	1,653
371	182	1,348	83	1,613	3,150
666	114	435	8	557	1,902
	226	123	75	424	660
199	101	119	54	274	660
580	552	447	18	1,017	1,683
382	540	340	443	1,323	2,377
660	854	1,096	29	1,979	4,593
2,443	1,006	703	98	1,807	6,949
70	244	38		282	1,246
	55	2	27	84	544
65	863	180	83	1,126	2,489
7,190	1,430	717	163	2,310	11,260
1,533	436	250	1,126	1,812	5,560
102	53	156	412	621	1,356
253	285	235	98	618	1,268
85	46	110	4	160	531
66	34	84	60	178	463
90	70	3	331	404	1,199
424	136	17	201	354	2,453
403	131	159	394	684	4,173
175	61		370	431	822
446	150	50	247	447	1,217
858	123	157	239	519	1,650
146	103		2,020	2,123	3,009
1,815	ABの区分不明			532	11,533
31	26	46	201	273	1,466
250	135	215		350	2,914
383	40	102	58	200	2,388
120	112	68	38	218	1,416
312	芸妓の記入なし				1,037
428	46	15	83	144	1,480
50,862	14,819	13,370	11,804	40,525	148,662

(一)の資料出所 警察、各県公衆衛生課、労働基準監督署等。

注 1 組織売春

2 街娼

3 散娼

4 特飲以外の集娼地

5 地域

6 〃

7 〃

8 〃

9 ※△

業者によつて経営されているもの。
 街頭に立つて客をとるもの(ストリートガール)。
 ボン引、旅館、料亭と連絡があり、それらの求めに応じて客をとるもの(コールガール)。
 飲食店、旅館等の名目で売春の行われているところ(いわゆる青線地域)。
 業者数が三軒以上のものを一地域とした。但し、駐留軍基地は一つの基地を一地域とした。
 なお、青森、佐賀の三業地の業者数については、芸妓置屋がないため検番数を記入した。
 街娼、散娼の区別が不能のため重複している。
 街娼、散娼で日本人相手、外人相手の区別が不能のもの。
 把握できなかったもの。

(二) 全 国 売 春 婦

(昭和31)

	赤 線 地 区			赤 線 地 区 以 外 売 い ん 常 習 者							
	地区数	業者数	売春 婦数	A 洋 娼				B 和 娼			
				街 娼	青 線	その他	計	街 娼	青 線	その他	
北海道 北青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 栃木 群馬	19	199	777	30	123	74	227	634	3,044	477	
	11	105	480		620	100	720		220	38	
	17	152	487			8	8		80	29	
	8	104	382	152		200	352	150		150	
	35	182	522		8		8		12	68	
	4	31	118						57	367	
	45	206	576					26	125	71	
	11	134	262						187	172	
	7	198	423						118	604	
	23	266	665	66			66	111	49		
埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県	24	225	611	220	406	335	961	15	16	114	
	14	210	610	7	48	27	82		862	487	
	19	1,232	4,990	3,830	1,050		4,880	720	18,880		
	33	784	2,735	580	1,012	762	2,354	738	969	563	
	28	170	506	20		20	40	20	90	53	
	43	500	1,348						326	45	
	37	321	793						650	16	
	12	140	462			街娼は把握できず					
	1	110	200			88	88		65	134	
	31	359	638						323	257	
岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県	15	291	983	30	184	15	229	35	178	169	
	48	577	1,897		811	100	911		516	144	
	31	732	3,043	18	140	504	662	291	869	1,283	
	47	300	1,138							70	
	7	128	300	64	151		215				
	14	987	2,011	50	100		150	30	35		
	6	516	2,970	20		200	220	3,000	1,110	3,080	
	17	566	2,476		175		175	245	1,075	213	
	3	72	281	300	70	35	405		102		
	21	291	674		5	3	8		233	20	
島根県 岡山県 広島県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 熊本県	4	77	262	20	50		70			85	
	14	67	253					5	42	19	
	11	230	775					30		60	
	32	568	1,691	40	80		120	21	263	140	
	34	304	1,597	700	720	200	1,620	60	252	91	
	3	93	277						152	23	
	7	143	474					20	264	162	
	10	99	396						570	288	
	31	269	903						65	81	
	102	1,314	6,678	186	605	2,249	3,040	445	845	525	
大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 計	50	259	1,188						31		
	78	532	2,019	100	180	150	430	50	150	50	
	34	442	1,845						331	52	
	66	324	1,190					80		40	
	28	159	725					27	281	4	
	41	294	948		2	4	6	220	152	56	
	計	1,176	15,262	54,579	6,433	6,540	5,074	18,047	6,973	33,589	10,300

2 売春婦の数について (注参照)

(昭三一、一、二五)
(厚生、労働両省)

一、厚生省調査(昭和二十八年五月公衆衛生局防疫課調)に依る「集娼」は、戦前の公娼時代からの公娼地区と、同じく戦前の玉の井、鳩の町の如き準公娼地区即ち私娼であるが警察が密売淫としての手入を行わなかつた地区に戦後復活したものを対象としているので、ほぼ、労働省調査(昭和三十年四月三十日現在婦人少年局調)に依る「特飲街中戦前からあるもの」に該当する。両者の数字をつき合わせると

厚生省調 五九、〇一八名

労働省調 五六、六七一名である。

二、厚生省調査に依る「散娼」は戦後に新しく生じた密集形態のもの、特飲街を形成するに至らざる点的なもの及び街娼を対象としているが、特に「C」は街娼を含まず、また、駐留軍相手専門のものを含まない青線地区のものがその主流をなしているので、労働省調査に依る「特飲街中戦後出来たもの」及び「自衛隊附近」に該当する。両者の数字をつき合わせると

厚生省調 二五、四四五名、

労働省調 二五、六二七名である。

三、厚生省調査に依る「芸妓」の中「A」(売春を行わないもの)を除いた「B」並びに「これに類するもの」が、労働省調査に依る「三業地」に相応するものと考えられるが両者の数字をつき合わせると

厚生省調 三四、三七六名、

労働省調 二四、三五三名である。

両者の開きは約一万名になるが、これは、所謂、酌婦、だるま等と呼ばれる業態のものの把握をどの程度まで行つたかに依る相違であると思われる。

四、厚生省調査に依る「散娼」中の「洋パン」は、駐留軍相手の特飲街的なものを形成しているものと、街娼的なものとを、ともに含めているが労働省調査に依る「駐留軍基地」は、街娼的なものを含めていない。両者の数字をつき合わせたとき、

その開きは、このためであると考えられる。

厚生省調 二九、二六二名、

労働省調 二三、三七〇名である。

五、厚生省調査に依る「散娼」中「和パン」とされているものは、所謂街娼で、労働省調査には載っていないものである。

その数は八、三二五名である。

六、以上のとおり、厚生省調総数（「芸妓中売春を行わないもの」を除く）一五六、四二九名と労働省調総数一二九、〇四九名との開きは、だるま酌婦形態のものの把握の差約一万名に、厚生省が街娼（駐留軍相手のものを含む）として把握した一五、二〇七名を加えた結果であつて、把握の対象を両者の共通部分にしばつた場合には、売春婦の数に大きな開きはないことになる。

七、街娼数の適確な把握は極めて困難であり、今の所厚生省調の一五、二〇七名しか公の調査はない。これは性病予防法に依る強制検診や患者の接触者調査等から各保健所がつかんだ数である。

街娼数の如何に依り売春婦の数は大きく変化することになるが、せいぜい三万〜四万位ではなからうか。
とすると売春婦数も十七〜十八万程度ということになる。

（注） 本稿は、前に記載した統計資料より古い資料により作成されたものであるが、なお、参考になるものと思われるので収載した。

3 売春対策等に必要な経費調

（昭三二、二、二三現在）
内閣審議室調

売春対策等に必要な経費調

前年度予算額 183,899千円
 昭和32年度要求額 1,186,120千円
 同上査定額 452,128千円
 前年比較増 248,229千円
 (単位千円)

所管事項別	前年度 予算額	昭和32年 度要求額	査定額	比較 増△減
総 理 府	537	1,216	532	△ 5
(1) 売春対策審議会に必要な経費	537	1,216	532	△ 5
厚 生 省	125,569	699,079	366,226	240,657
(1) 婦人相談所設置に必要な経費(1/2)	19,112	162,890	110,426	91,314
(2) 婦人相談員設置に必要な経費(1/2)	12,636	30,090	25,272	12,636
(3) 婦人相談事業費(1/2)	4,126	31,880	8,880	4,754
(4) 婦人保護施設設置に必要な経費(1/2)	0	275,810	98,198	98,198
(5) 収容保護費(8/10)	29,126	114,480	57,894	28,768
(6) 接触者調査に必要な経費(1/2)	0	7,576	5,988	5,988
(7) 性病予防費補助に必要な経費	60,094	73,829	59,568	△ 526
(8) 児童相談所における特別回相談費(8/10)	475	2,524	(注1) 0	△ 475
労 働 省	10,000	100,802	7,287	△ 2,713
(1) 売春問題実態調査に必要な経費	775	1,793	787	12
(2) 特別広報活動に必要な経費	2,257	12,464	1,746	△ 511
(3) 転落防止保護更生相談指導に必要な経費	3,950	28,685	4,105	155
内訳				
1. 協助力員、婦人問題相談員の委嘱費		(14,788)	(3,490)	
2. 年少者の不当雇用慣行防止に必要な経費		(13,897)	(615)	
(4) 女子就職助成資金の貸付に必要な経費	0	19,954	0	0
(5) 職業補導の実施に必要な経費	2,400	32,331	(注2) 0	△ 2,400
(6) 職業紹介の実施に必要な経費	0	2,106	0	0
(7) 悪質な周旋行為等の規制に必要な経費	618	3,469	649	31
警 察 庁	42,478	108,470	52,883	10,405
(1) 売春事犯の取締りに要する経費	42,478	108,470	52,883	10,405
内訳				
1. 国庫直接負担額	(23,006)	(54,404)	(23,411)	(405)
2. 道府県警察費補助(1/2)	(19,472)	(54,066)	(29,472)	(10,000)
法 務 省	3,128	270,161	3,013	△ 115
(1) 検察庁関係	1,594	25,509	1,662	68
(2) 保護観察所関係	697	111,913	732	35
(3) 人権擁護局関係	619	36,817	619	0
(4) 施設費	(注3)	95,922	0	(注3) 0
最 高 裁 判 所	2,187	6,392	2,187	0
(1) 刑事局分	1,246	3,063	1,246	0
(2) 家庭局分	941	3,329	941	0
総 計	183,899	1,186,120	452,128	248,229

注(1)巡回相談費(31年 3,962 32年 4,443増 581)一本となった。

注(2)現在のところ、売春対策としては、特段に区分せず。職業補導費(31年 353,176 32年 371,658 増18,482)内、事業費(31年62,349 32年59,152 減 3,197—概算)

注(3)31年度は少年院会同として 218があつたが32年は要求せず。

4 各省庁主要資料目録

- (1) 風紀に関する世論調査（昭二四）国立世論調査所
- (2) 風紀についての世論（昭二八）国立世論調査所
労働省婦人少年局
- (3) 人身売買及び売春関係諸国刑法規定集（昭三〇）法務省刑事局
- (4) 売春問題関係第二回国会衆議院法務委員会会議録写（昭三〇）法務省刑事局
- (5) 売春問題関係第二回国会参議院法務委員会会議録写（昭三〇）法務省刑事局
- (6) 売春行為に関係ある判例要旨集（昭三〇）法務省刑事局
- (7) 街の女―ロンドンの売春婦の実態（昭三一）法務資料別冊第二二号）法務大臣官房調査課
- (8) 売春に関する法令―改訂版―（昭三〇）労働省婦人少年局
- (9) 売春に関する資料―改訂版―（昭三〇）労働省婦人少年局
- (10) 売春に関する資料―第二号―（昭三一）労働省婦人少年局
- (11) 各国における売春対策―改訂版―（昭三〇）労働省婦人少年局
- (12) 戦後新たに発生した集娼地域における売春の実情について（昭三〇）労働省婦人少年局
- (13) 売春関係相談指導業務における問題点（昭三一）労働省婦人少年局
- (14) 婦人相談員の手引（昭三一）厚生省社会局

（注）これらは、売春対策審議会において配布されたものを主とした簡略な目録であつて、もとより不十分なものである。
なお、これらの資料を希望される場合は、直接所管の省庁にお問い合わせ願いたい。

5 私娼の取締並びに發生の防止及び保護対策

(昭二一、一一、一四)
次官會議決定

方針

公娼廃止の趣旨に徹底して接客婦の自由を拘束する諸制度を徹廃すると共に所謂「闇の女」の發生を防止する為次のような対策を講ぜんとするものである。

一 公娼廃止後の風俗対策

1 売淫行為を目的とする一切の雇傭契約並びに金銭消費貸借の無効であることを一般に徹底すること。

婦女を相手としてかような契約を為し又は為さうとした者はこれを処罰するものとする。

2 地方長官は売春の常習者で花柳病伝播の虞のある者に対し定期又は随時に健康診断を行い伝染性疾病者に対し強制治療を命ずることが出来るものとする。

3 売淫をなし又は売淫の媒介者若しくは売淫の為に部屋を供与することはこれを禁ずること。

(備考) 社会上已むを得ない悪として生ずるこの種の行為については特殊飲食店等を指定して警察の特別の取締につかせ且つ特殊飲食店等は風教上支障のない地域に限定して集团的に認めるように措置すること。

4 前号特殊飲食店等の地域に於ても接客に従事する婦女は酌婦又は女給等の正業を持たなければならないものとする。

(備考) 公娼の廃止後に於ては從來の貸座敷のような業態は認め難いこと。

5 芸妓、ダンサー、酌婦、女給等の接客婦の経済的、衛生的利益及び教養の向上発達を図ることを目的とした自主的な組合の結成及びその發展を図りこれに対し側面的な指導を加えること。

現在既に設立せられている接客婦の組合で自主的でないもの又は不完全なものは前項によつて改組するよう指導すること。

6 接客婦等の営利的な紹介はこれを禁止することとしてその媒介斡旋業に関する庁府県令はこれを廃止すること。

二 「闇の女」の発生防止及び保護対策

1 民生委員の活動を積極的にして貧困による売笑婦への転落を防止する為生活保護の徹底を図ること。

2 主要都市その他必要の地に婦人福祉施設を設け家出婦女、浮浪婦女その他警察に検挙された婦女等のうち更生見込のある者で生活の根拠を欠いているものを收容保護しこの施設に於て正常生活の訓練、授産及職業指導実施を行い健全な勤労による自立更生の途をたてさせるよう措置すると共に病院その他必要な場所に相談指導員を派遣してこれら婦人の判別及び身上生活万般の相談指導を実施しこれに基いて適当な保護更生の方途を講ずること。

3 子女の教育指導に依つて正しい男女間の交際指導、性道德の昂揚を図る為次のような措置を講ずること。

イ 家庭に於ける子女の教育について積極的な関心を高める為、母親学級、両親学級、父兄会等に於て子女の問題について協議懇談指導すること。

ロ 男女青年団等の幹部講習、幹部会等に男女の交際、結婚その他の問題について研究させること。

ハ 接客婦の組合員相互の教養を高めるような施設を持たせること。

4 正しい文化活動を形成して青年男女の健全な思想を涵養するために次のような措置を講ずること。

イ 文化団体等の活動を促して情操教育等を旺にし一般婦女に高い趣味と教養とを与えることに努めること。

ロ 映画出版業界の自覚と責任に於て映画、出版物の品位を高め徒らに子女の性的好奇心を刺激することのないよう関係者と懇談すること。

ハ 学校、工場、青年団等の活動を促して青年男女に健全な娯樂を奨励すること。

5 「闇の女」の警察取締を強化すること此の場合特に婦人警察官を活用すること。

検挙した婦女は親権者又は社会事業団体その他適當なものに引取らせること、特に婦人福祉施設の設けられている所ではこれに引取らせることを建前とすること。

6 夜間特に警戒を要する地域内への婦人、単独立入りを自粛抑制するように一般の注意を喚起すること。

7 一般婦女子を「闇の女」へ誘惑し又はその媒介、斡旋をする者を嚴重に取締ること。

あとがき　官庁関係の売春対策関係資料としては、労働省婦人少年局編集のものが、よく各方面の資料を集めていて、非常に役に立つものである。又、他の各省庁もそれぞれの専門の面で資料を作っているのので、此の資料集では、なるべく重複をさけることとした。従つて、審議会プロパーのものを除いては、できるだけ、各省庁のそれについてみられたい。

なお、実用上の便を考へて、関係法令をのせることにした。これは、主として労働省抄出のものに、他省庁の意見を聞いて増補したものである。時日の余裕もなかつたので、至らぬ点もあることと思う。ここに一言お断りしておきたい。

